

第3次 新潟市環境基本計画（案）

第 1 部 基本構想

第1節 策定にあたって

1 計画策定の趣旨

本市は、新潟市環境基本条例第9条の規定に基づき、平成10年6月に環境基本計画を策定し、環境行政の総合的かつ計画的な推進に努めてきました。

その後、政令市への移行や種々の環境情勢の変化を背景に、平成19年に現行の「第2次環境基本計画」を策定しました。

この計画は、平成26年度を計画の最終年度としており、この間、本市を取り巻く環境情勢は、次に示すとおり刻々と変化しています。この変化に対応するとともに、新潟市総合計画で定める「田園と都市が織りなす、環境健康都市」の実現に向けて、市民、事業者、行政などすべての主体が一体となって取り組むために、環境基本計画の改定を行います。

表 1-1-1 環境基本計画の変遷

計画	期間
第1次 新潟市環境基本計画	平成10年度～平成18年度（10年）
第2次 新潟市環境基本計画	平成19年度～平成26年度（8年）
第3次 新潟市環境基本計画	平成27年度～平成34年度（8年）

2 計画改定の背景

(1) 本市が誇る豊かな生物多様性の未来に向けた保全

市街地の拡大のための開発をはじめとして、海岸保安林のマツ枯れ被害や外来生物の拡大、地球温暖化などの影響により、生物多様性の危機が表面化してきています。

国は平成20年に「生物多様性基本法」を施行し、平成22年3月には、生物多様性に関する初めての国家戦略である「生物多様性国家戦略2010」を閣議決定しました。

本市でも、平成22年3月に「新潟市レッドデータブック」を発刊するとともに、平成24年3月には市域における生物多様性の保全に向けた施策をまとめた「いがた命のつながりプラン～生物多様性地域計画～」を策定し、生物多様性の保全に向けた施策を展開しています。

本市は、都市部を包み込むように全国1位の規模の水田が広がっており、その水田と里潟、河川など多様な水辺空間を求めて、冬には市の鳥ハクチョウをはじめとした野鳥が飛来し、コハクチョウ、オオヒシクイの越冬数は日本一となっています。今後も、本市が誇る田園環境を守り育てることで、多様な動植物達が共存する本市の生物多様性を未来に向けてしっかりと保全していく必要があります。

(2) 「新ごみ減量制度」の成果を踏まえた、さらなるごみの減量化と資源化の推進

平成 20 年 6 月にごみ袋の有料化や 10 種 13 分別を柱とする「新ごみ減量制度」を開始し、市民・事業者・市が一体となってごみの減量と資源化に取り組んだ結果、家庭系ごみの大幅な削減や資源化率の向上といった大きな成果をあげることができました。

平成 24 年 2 月には「新潟市ごみ減量プログラム～新潟市一般廃棄物（ごみ）処理基本計画～」を策定し、さらなるごみの減量化と資源化を推進しています。

今後も 81 万市民が一丸となり、持続的な新潟市の発展を目指し、循環型社会の構築に向けた取組みを加速させていく必要があります。

(3) 東日本大震災を契機とした、スマートエネルギーの推進

平成 23 年 3 月 11 日に発生した東日本大震災をきっかけとした電力システムの見直しと合わせ、エネルギーとしての安全性、資源としての安定性、環境に対する負荷の小ささから、再生可能エネルギーに大きな期待が集まっています。こうした我が国のエネルギー環境の変化に対応するため、本市は平成 24 年 3 月に「新潟市スマートエネルギー推進計画」を策定し、再生可能エネルギーと省エネルギーを併せて推進し、新たなエネルギー創出を図るとともに、エネルギーマネジメントの推進など効率的なエネルギー利用を目指すこととしました。

これまでの大規模かつ一極集中型の送電システムから、災害時でもエネルギーの供給が可能な「自立分散型」のシステムを地域に整備していくことは、安心・安全なまちづくりの観点からも有効と考えられます。

(4) 温室効果ガス排出の大幅な削減・低炭素社会の実現に向けた取組みの推進

本市は、平成 25 年 3 月に国から「環境モデル都市」に選定され、低炭素社会の実現に向けた先駆的な取組みを推進していくために、平成 26 年 4 月に「新潟市地球温暖化対策実行計画（地域推進版）～環境モデル都市アクションプラン～」を定め、短期目標として 2018（平成 30）年度までに市域から排出される二酸化炭素を 2005（平成 17）年度比で 15%削減することを目標に掲げています。さらに中・長期的には、2030 年度までに 40%削減を、2050 年度までに 80%の削減を目指し、田園環境の保全と持続可能な利用やスマートエネルギーシティの構築とともに、低炭素型の交通やライフスタイルへの転換といった総合的な取組みを推進しています。

また、平成 26 年 11 月には、IPCC（気候変動に関する政府間パネル）の第 5 次評価報告書がまとまり、「20 世紀半ば以降の世界平均気温上昇の半分以上は、人為起源の要因による可能性が極めて高い」との報告がなされ、地球温暖化問題への国際的取組みの必要性が改めて強調されました。

本市においても、都市と田園が調和した持続可能な発展に向け、低炭素社会を

実現していくための取組みの強化が求められています。

(5) 種々の環境問題に対して長期的な視点で向き合っていくためのESD (持続可能な開発のための教育)の推進

これまでの大量生産・大量消費を前提とした社会は、自然破壊や公害、ごみ問題などの様々な環境問題を引き起こし、私たちの生活環境にも深刻な影響を及ぼしてきました。こうした課題を解決するとともに、将来の世代まで安心して暮らすことのできる、環境に配慮した持続可能な開発が求められています。

こうした動きを受け、国連では2005年から2014年までを「持続可能な開発のための教育(ESD)の10年」と位置づけてESDを推進してきました。2014年に国連ESDの10年後について話し合うESDに関するユネスコ世界会議が日本で開催され、世界各国におけるESDの活動を振り返るとともに、ESDの新たな推進プログラムである「ESDに関するグローバル・アクション・プログラム(GAP)」が開始されることになりました。日本としても引き続きESDの取組みを推進していくため、現行のESD実施計画について見直しを図っていく予定です。

本市においては、環境学習の機会の提供や環境に関する情報の発信など、様々な施策を実施して環境教育を推進してきました。今後、環境教育を更に推進するため、市民、市民団体、事業者などの各主体と協働しながら、施策を充実させていく必要があります。

第2節 計画の基本的考え方

1 環境の保全に係る基本理念

環境基本計画は、新潟市環境基本条例に掲げた次の基本理念の下、目指す都市像の実現を図ります。

(1) 環境を共有する権利と将来世代への責務(第3条第1項)

環境の保全は、現在及び将来の市民が良好な環境の下で健康で文化的な生活を営む権利を有するとともに、健康で恵み豊かな環境を将来の世代に引き継ぐことができるよう維持し、又は形成する責務を担っていることを共通の認識として、適切に行われなければならない。

(2) 自然と人間の共生及び持続的発展が可能な社会の構築(同条第2項)

環境の保全は、自然と人間との共生の下で、生産、消費等の社会経済活動その他の活動による環境への負荷をできる限り低減することその他の環境の保全に関する行動が、すべての者の公平な役割分担の下に自主的かつ積極的に行われることによって、環境への負荷の少ない持続的発展が可能な社会が構築されるよう適切に行われなければならない。

(3) 地球環境保全への貢献（同条第3項）

地球環境保全は、人類共通の課題であるとともに市民の健康で文化的な生活を将来にわたって確保する上で重要な課題であることを共通の認識として、積極的に推進されなければならない。

2 計画の基本的視点

環境基本条例に掲げられた基本理念に基づき、市民が健康で安心かつ快適に生活でき、里湯をはじめとした水辺や田園、里山など自然との触れ合いにより、やすらぎと潤いをもたらしてくれる環境を守り育てるとともに、このかけがえのない環境を未来の人々に継承していくため、次の視点に立って計画を策定します。

(1) 施策の総合的な推進

安全が確保されることを前提とした、低炭素社会・循環型社会・自然共生社会の実現など、各分野の取り組みを整理し、体系化することで、地域の良好な環境の創造と保全に向けた施策の総合的な推進を図ります。

(2) 超高齢社会、人口減少社会などへの対応や、地域経済への貢献

施策の推進にあたっては、超高齢社会や人口減少社会への対応といった社会的課題を見据え、本市が誇る田園環境から生み出される、食と農、水と土、歴史や文化といった地域資源を活用しながら、地域活力の創出につなげていきます。

(3) 市民や事業者とのパートナーシップ・連携の深化

行政だけでなく、市民・事業者の役割を明確にし、まちづくりのイメージを共有しながら、各主体間の協働により、地域の良好な環境の創造と保全を図ります。

第3節 計画の基本的事項

1 計画の役割と位置づけ

本計画は、本市の環境行政のマスタープランとして、新潟市総合計画と相互に関連し、補完し合いながら、良好な環境の維持・形成を目指すものです。

市は、環境基本条例第10条により、環境に影響を及ぼすと認められる施策を策定し、及び実施するにあたっては、環境基本計画との整合を図るとともに環境の保全について配慮しなければなりません。

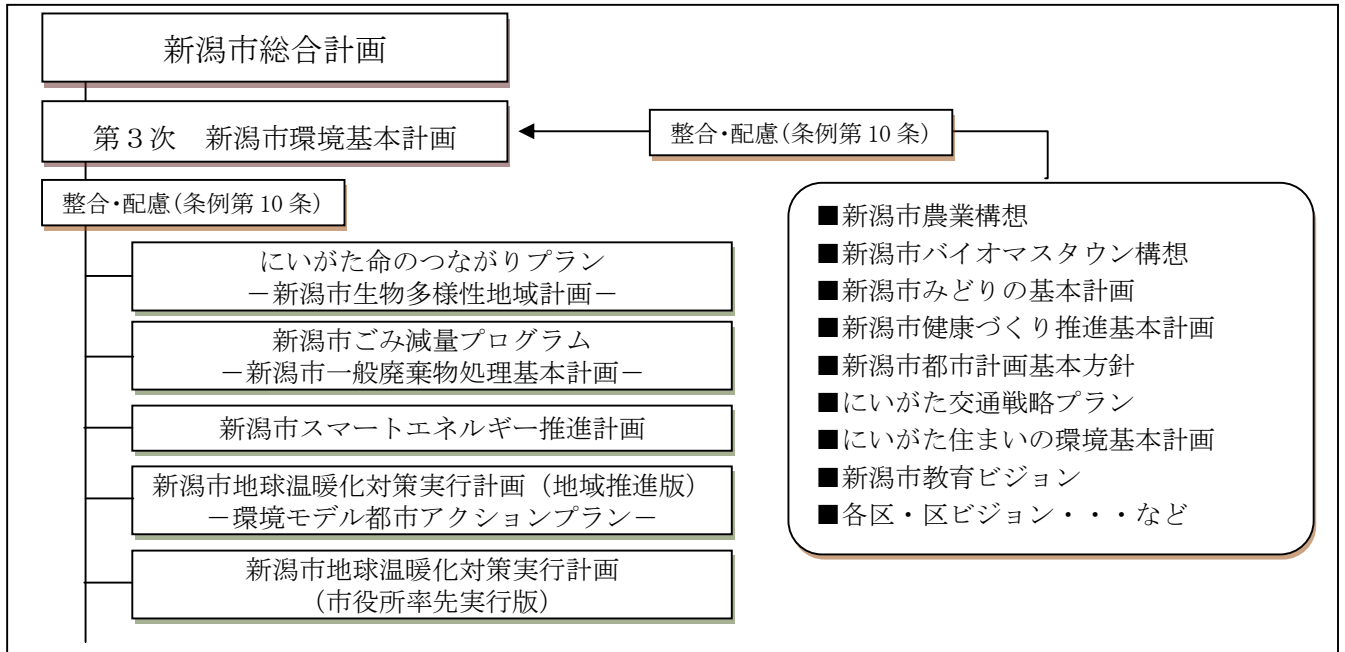


図 1-2-1 環境基本計画の位置づけ

2 新潟市総合計画との関連

環境基本計画は、総合計画に掲げる都市像「田園と都市が織りなす、環境健康都市」の実現に向け、主として政策⑤「地域資源を活かすまち」及び政策⑥「人と環境にやさしいにぎわうまち」において位置付けられる施策と関連し、環境の視点から施策を整理、展開します。

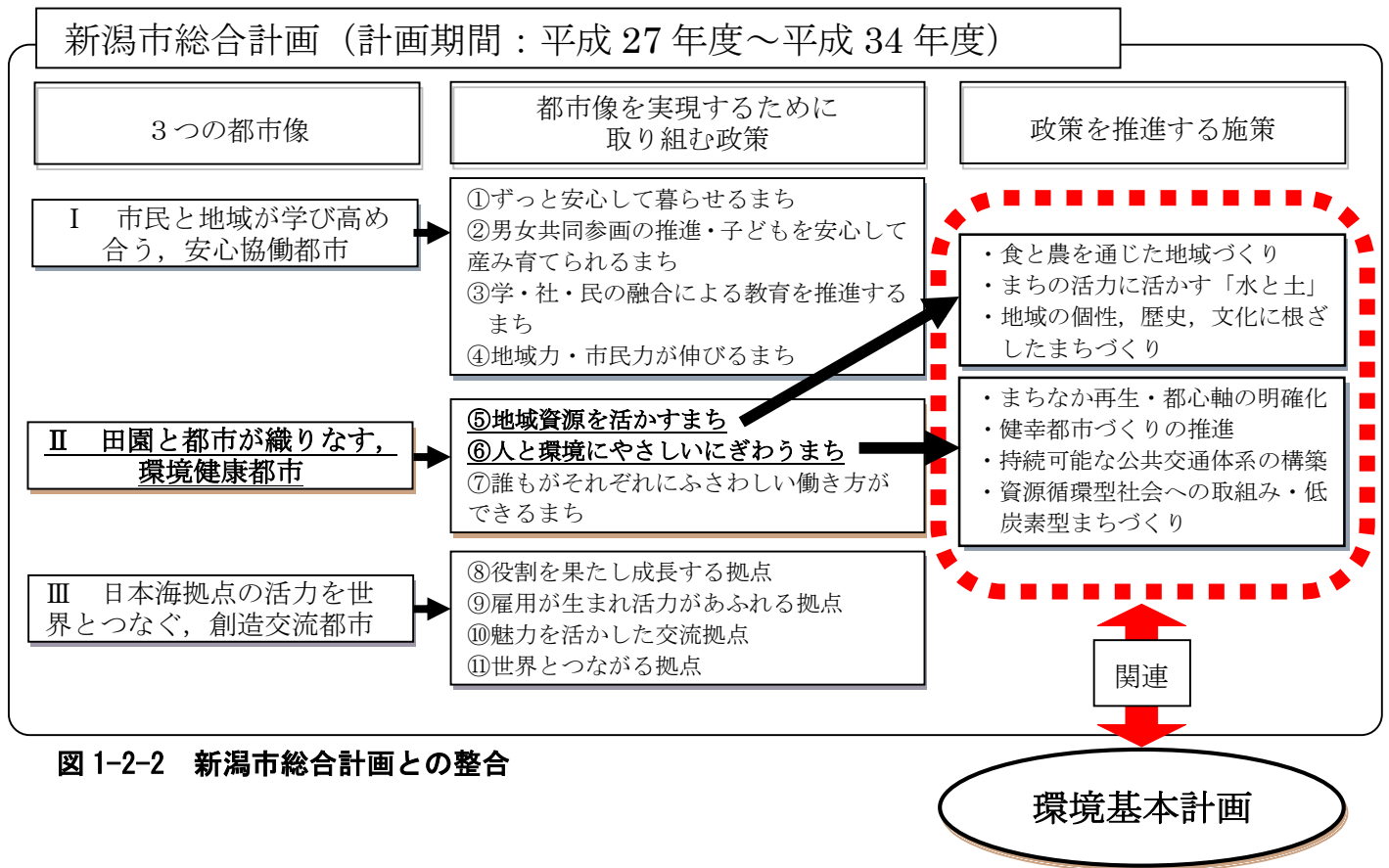


図 1-2-2 新潟市総合計画との整合

3 環境保全の範囲

(1) 環境保全の範囲

本計画の対象とする環境保全の範囲は、次のとおりとします。

表 1-2-1 環境保全の範囲

自然環境	<ul style="list-style-type: none">● 市の鳥であるハクチョウをはじめ多くの渡り鳥が飛来する福島潟，鳥屋野潟，佐潟に代表される豊かな水辺の保全● 新津丘陵や角田山といった緑豊かな里山などの保全● 絶滅危惧種などの野生動植物の保護
生活環境	<ul style="list-style-type: none">● 災害の防止● 大気汚染，水質汚濁，土壌汚染，騒音・振動，悪臭，地盤沈下など公害の防止，廃棄物の適正管理，化学物質等の安全管理● 道路，鉄道，空港，港湾，交通システム，上・下水道，廃棄物処理施設など都市基盤の整備● リサイクルなど資源循環の推進
快適環境	<ul style="list-style-type: none">● 緑，水辺，景観などの保全・創造● 歴史，文化遺産の保存・活用
地球環境	<ul style="list-style-type: none">● 地球温暖化，酸性雨，オゾン層破壊の防止● 省資源・省エネルギーの推進，新エネルギーの導入

(2) 本市の個性である田園環境

本市は、ラムサール条約湿地である佐潟や、福島潟、鳥屋野潟、上堰潟などの里潟と、その間に絨毯のように敷き詰められた美田とあわせ、この空間を「田園地域」と位置付けています。この田園地域がもたらす食、文化、緑、バイオマスなどの豊かな資源は、本市の個性であり、自然環境、生活環境、快適環境、地球環境と密接に関連しています。

環境基本計画では、この田園環境を保全・活用するため、特に意識すべき環境の範囲と捉え、施策を展開していきます。

4 対象地域

対象地域は、本市全域とし、地球環境も視野に入れた広域的な施策も検討します。

5 計画期間

本計画の期間は、総合計画の期間と同様、平成 27 年度から平成 34 年度までの 8 年間とし、毎年、前年度の取組み状況等について年次報告を行います。

また、社会情勢の変化や環境情勢の変化等を踏まえ、必要に応じて計画を見直します。

年度	H27	H28	H29	H30	H31	H32	H33	H34	H35
環境基本計画	計画期間								
年次報告		H27 実施状況 報告	H28 実施状況 報告	H29 実施状況 報告	H30 実施状況 報告	H31 実施状況 報告	H32 実施状況 報告	H33 実施状況 報告	H34 実施状況 報告

第4節 計画の目指すもの

1 環境基本計画が目指す都市像等

新潟市環境基本計画は、新潟市総合計画と相互に関連するため、総合計画で定める都市像「田園と都市が織りなす、環境健康都市」及び政策「地域資源を活かすまち」及び「人と環境にやさしいにぎわうまち」を環境基本計画において目指す都市像並びに取り組む政策とします。

目指す都市像

田園と都市が織りなす、環境健康都市

都市像実現にむけた政策と8年後の姿

地域資源を活かすまち

《8年後の姿》

～田園と都市のそれぞれの魅力が調和し、農業体験や豊かな食文化などにより、市民がまちに対する誇りや愛着を持ちながら、さまざまな活動が行われるなど、市民がいきいきと暮らし、まちの魅力が向上しています～

人と環境にやさしいにぎわうまち

《8年後の姿》

～まち全体に活力があふれ、人と環境にやさしい快適なまちづくりが進んでいるとともに、誰もが容易に行けるまちなかでは、それぞれの魅力と活気があふれ、高齢者や若者など、多くの人が集い元気ににぎわっています～

環境基本計画では、目指す都市像実現に向けた政策を、環境政策面から推進するため、次のとおり施策を体系化して推進します。

3 施策の設定

本市の目指す環境都市像「田園と都市が織りなす、環境健康都市」を実現するための政策を推進するにあたり、次のとおり施策を設定します。

(1) 環境教育と協働の推進

子どもから大人まで全ての市民が環境に対する意識を高め、あらゆる場において積極的に環境行動を実践することが求められます。環境問題を解決する能力を身に付け、自ら課題を見つけて実践していく人材を育成するため、必要な情報や学習機会の提供などに取り組むと同時に、市民、市民団体、学校、事業者、行政などの各主体が協力・連携して環境保全に取り組むことができるよう、協働の場づくりを行います。

また、地球規模の環境問題に対応するため、他の自治体と連携することで、市域を越えた環境問題への効果的な対応を図ります。

なお、本計画の「環境教育と協働の推進」の項目は、環境教育等促進法第8条に規定される行動計画として位置付けるものとします。

(2) 低炭素社会の創造

地球規模で深刻化している地球温暖化問題に対応するため、食、文化、緑、自然の恵み、バイオマスなどの豊かな地域資源を持つ田園環境や、太陽光・風力等の再生可能エネルギーの活用を図るとともに、交通システムや、ライフスタイルの低炭素化に向けた取組みを推進することで、「低炭素社会の創造」を目指します。

(3) 循環型社会の創造

平成20年6月に開始された、ごみの有料化や10種13分別を柱とする「新ごみ減量制度」により、分別とリサイクルについての意識が一定程度定着したと言える今日、循環型社会への歩みを着実なものとし、豊かな田園環境を未来の子どもたちに引き継いでいくために、さらなるごみの減量化と資源化を推進します。

(4) 生物多様性の保全

本市には、ほかの都市にはない広大な田園地帯、里潟、里山が広がっており、そこでは様々な生きものが生活しています。その中でも、コハクチョウの越冬数は1万羽を超え、日本一の数を誇っています。

このような豊かな自然環境は、本市の貴重な財産です。そのシンボルとして、本市はハクチョウを平成26年10月に市の鳥として制定しました。

今後も引き続き、本市に生息・生育する在来の多種多様な動植物の保護をはじめ、里潟や里山などの保全・再生に取り組むとともに、こうした活動を実践する人材の育成に努めます。生物多様性の保全に向けたこれらの取組みを推進することで、ハクチョウが飛び交う豊かな自然環境を未来につなげていきます。

(5) 快適な生活環境の創造

都市は本来、そこに暮らす市民が、健康で安全かつ快適な生活を送ることのできる良好な環境を提供するものです。

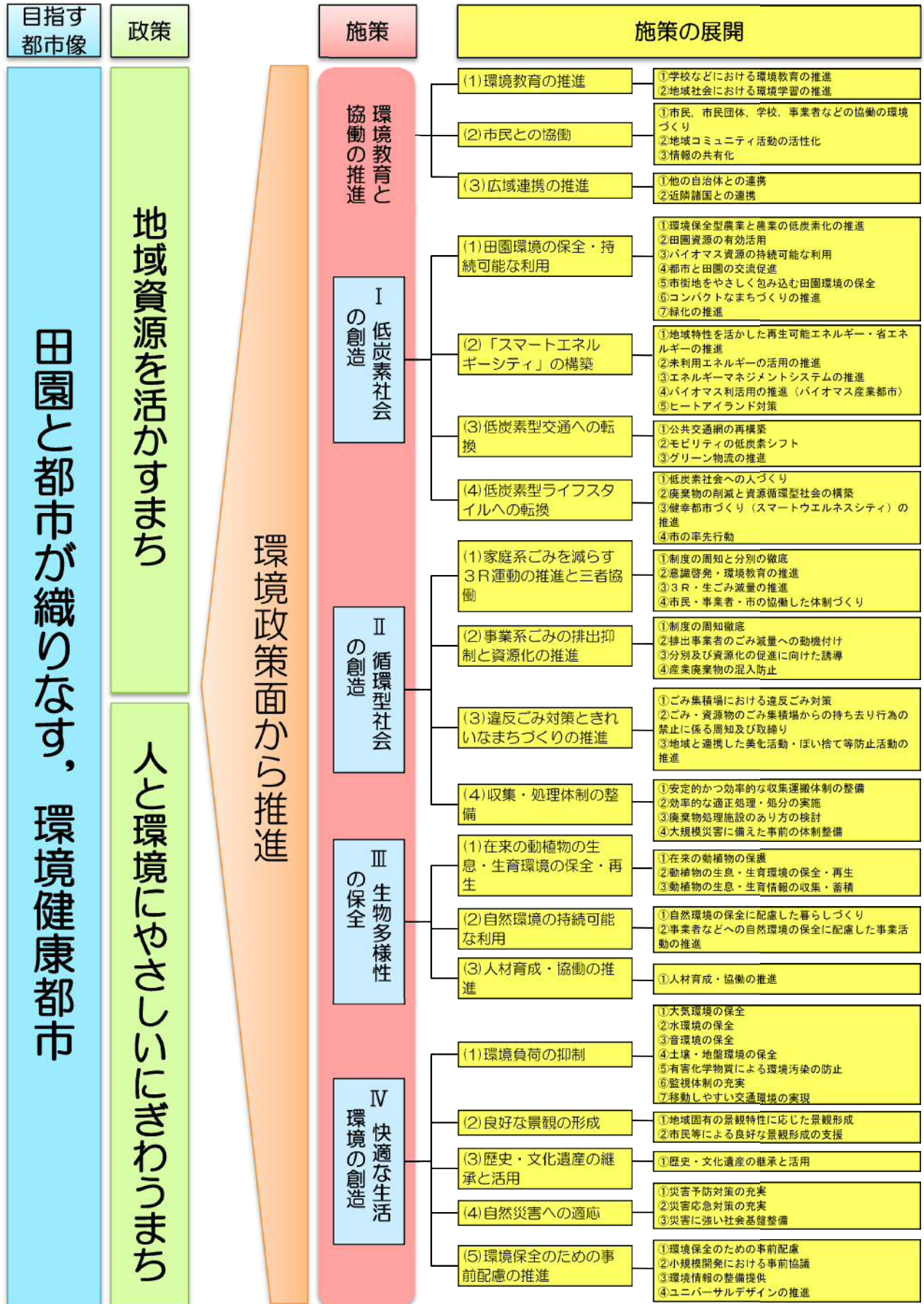
そのため、災害に強い社会基盤の整備などに努めるとともに、公害の防止、有害化学物質など新たな環境問題への対応、交通渋滞緩和など環境負荷の抑制を図ります。

さらに、新潟の魅力ある都市景観を形成し、歴史・文化遺産を保全・活用することによって、「快適な生活環境の創造」を図ります。

4 施策の大綱

「田園と都市が織りなす、環境健康都市」の実現に向けた政策を推進するため、施策の大綱を次のとおり定めます。

第3次 新潟市環境基本計画施策の大綱



第5節 本市の概況と環境の現状

1 本市の概況

(1) 地理

本市は新潟県の北西部，越後平野臨海部のほぼ中央に位置しています。

面積は726.45 km²，広ぼうは東西に42.4 km，東北に37.9 kmです。

地勢は概ね平坦ですが，南東側にいつ丘陵，南西側に角田・弥彦山地があります。

長野県，埼玉県，山梨県境の甲武信岳を水源とする長さ日本一の信濃川及び栃木県，福島県境の荒海山を水源とする阿賀野川の2大河川を有しています。

また，ラムサール条約湿地である佐潟をはじめ鳥屋野潟，福島潟など多くの湖沼もあり，その周辺は公園として整備が進められ，市民の憩いの場となっています。

平野部は信濃川と阿賀野川の河口に蓄積した沖積層により，丘陵・山地部は各種火山岩類により形成されています。

海岸線は延長約54 kmであり，海岸線に沿って砂丘地が続いています。

(2) 気候

平成25年の気候は，年平均気温が13.8℃前後，年間降水量は2,327mm，日本海側特有の気候ですが，冬期の降雪量は比較的少ない地域です。年平均気温については，1900年代後半から徐々に上昇しており，20世紀の100年間で約1.3度上昇しました。

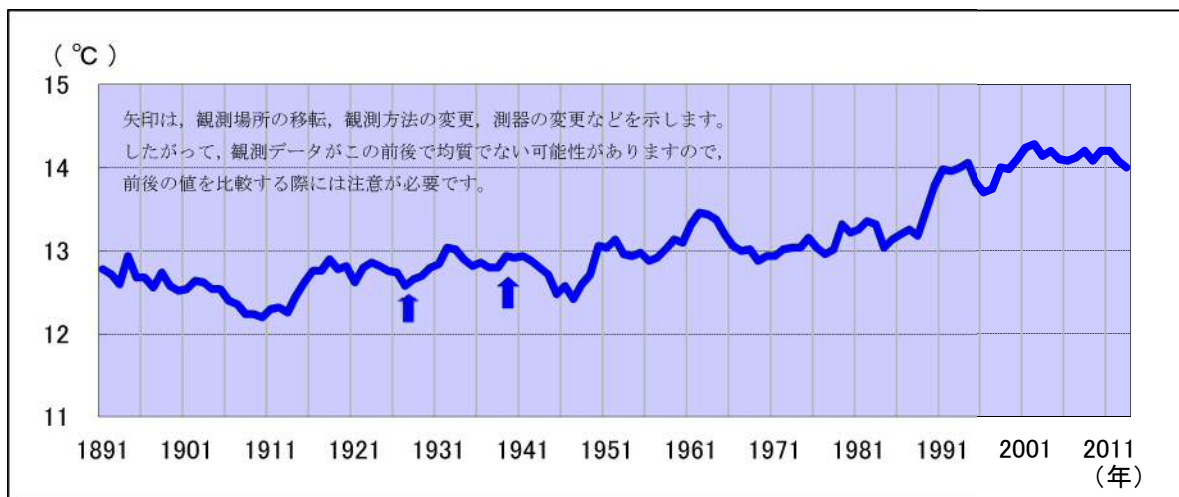


図1-3-1 本市における年平均気温(5ヵ年移動平均)の経年変化
(気象庁資料より作成)

(3) 人口

平成22年10月1日現在の人口は811,901人，世帯数は312,533世帯，人口密度は1,118人/km²です。(表1-3-1，図1-3-2参照)

平成 22 年と平成 52 年の将来推計人口を比較すると、全市では平成 52 年に約 67 万人となり、平成 22 年と比較し 14.4 万人減少することが見込まれています。

(図 1-3-3 参照)

世代別にみると 64 歳以下の人口が減少している一方で、65 歳以上人口が増加しており、高齢化率は平成 22 年の 23.2%から、平成 32 年には 30%を超え、平成 52 年には 37.3%に達する見込みです。(図 1-3-4 参照)

表 1-3-1 新潟市域の人口と人口密度の推移 (国勢調査資料より作成)

区分	平成 12 年	平成 17 年	平成 22 年	増加率 (%) ※
人口 (人)	808,969	813,847	811,901	0.36
世帯数 (世帯)	283,793	300,139	312,533	10.13
面積 (km ²)	726	726	726	—
人口密度 (人/km ²)	1,114	1,121	1,118	0.37

※増加率は平成 12 年度を基準とした値

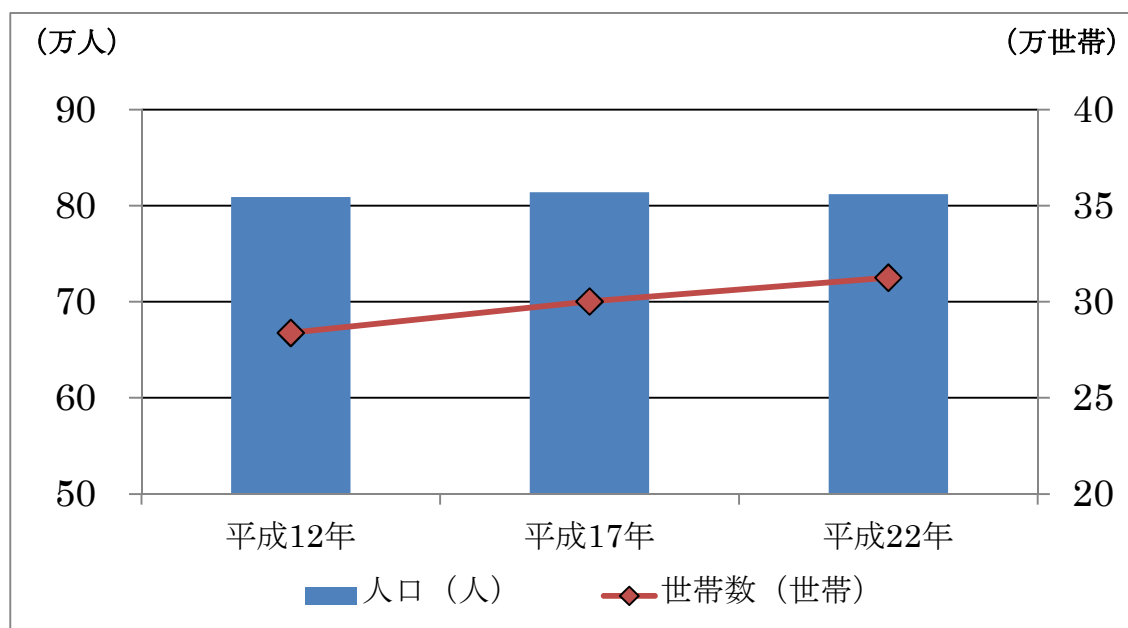


図 1-3-2 新潟市域の人口及び世帯数の推移 (国勢調査資料より作成)

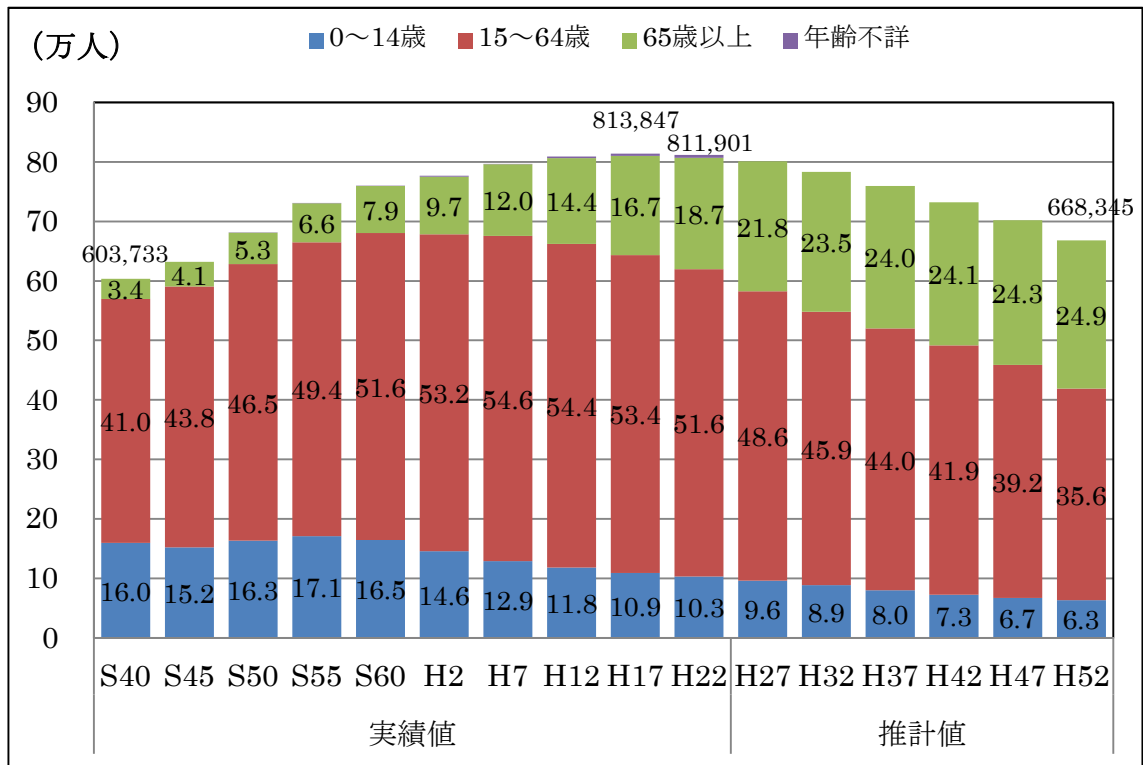


図 1-3-3 新潟市の総人口の推移と推計人口

(国勢調査, 国立社会保障・人口問題研究所資料より作成)

※実績値については現在の市域に合わせた

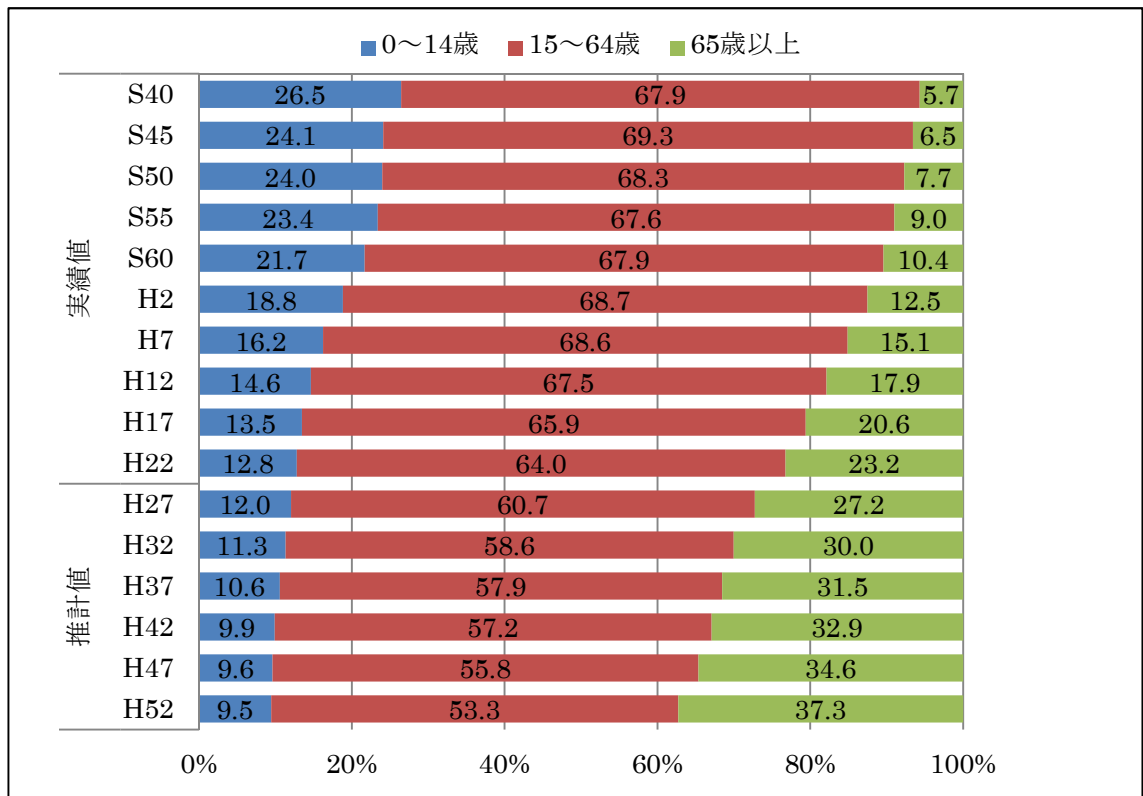


図 1-3-4 新潟市の総人口と推計人口における年齢構造の変化

(国勢調査, 国立社会保障・人口問題研究所資料より作成)

※実績値については現在の市域に合わせた

(4) 土地利用

平成 25 年 1 月現在の土地利用状況は下記のとおりです。内訳を見ると、田が半分以上であり、本市の田園型都市を特徴づけています。(表 1-3-2 参照)

表 1-3-2 新潟市の課税地面積 (平成 25 年 1 月 1 日現在)

地目	面積	割合
宅地	11,673.4 ha	22.8 %
田	28,671.4 ha	56.0 %
畑	5,388.2 ha	10.5 %
山林	3,711.3 ha	7.2 %
原野・池沼	180.2 ha	0.4 %
雑種地	1,569.4 ha	3.1 %
合計	51,192.2 ha	100.0 %

(5) 産業

本市は、既存産業の育成や企業誘致に加え、産学官ネットワークにより、ニューフードバレーや航空機産業などの成長産業の育成を行っています。

市内総生産(実質)は、約 3 兆円となっており、平成 19 年以降ほぼ横ばいとなっています。1 人あたりで比較すると、市民所得が国民所得をわずかに上回っています。(図 1-3-5 参照)

平成 24 年の製造品出荷額等の産業分類別内訳を見ると、食料品製造業が 22.3%を占め、最も多くなっています。(図 1-3-6 参照)

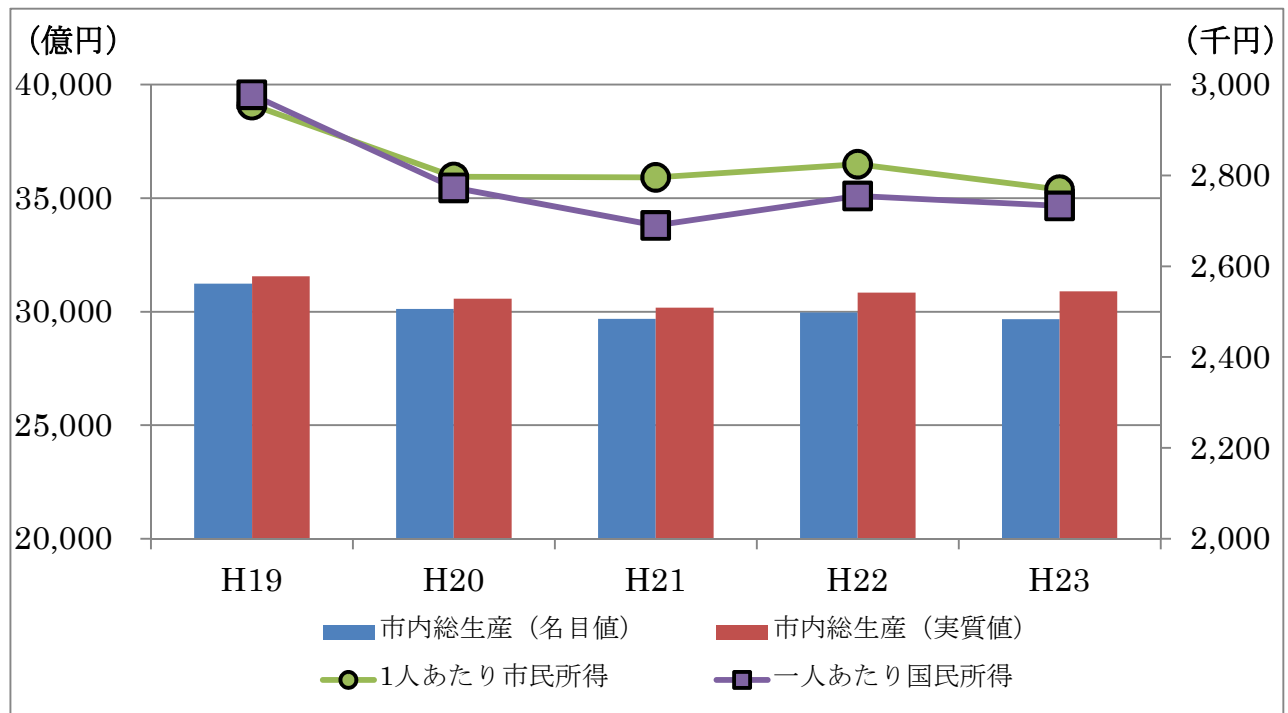


図 1-3-5 本市の市内総生産及び市民所得推移 (新潟市, 内閣府資料より作成)

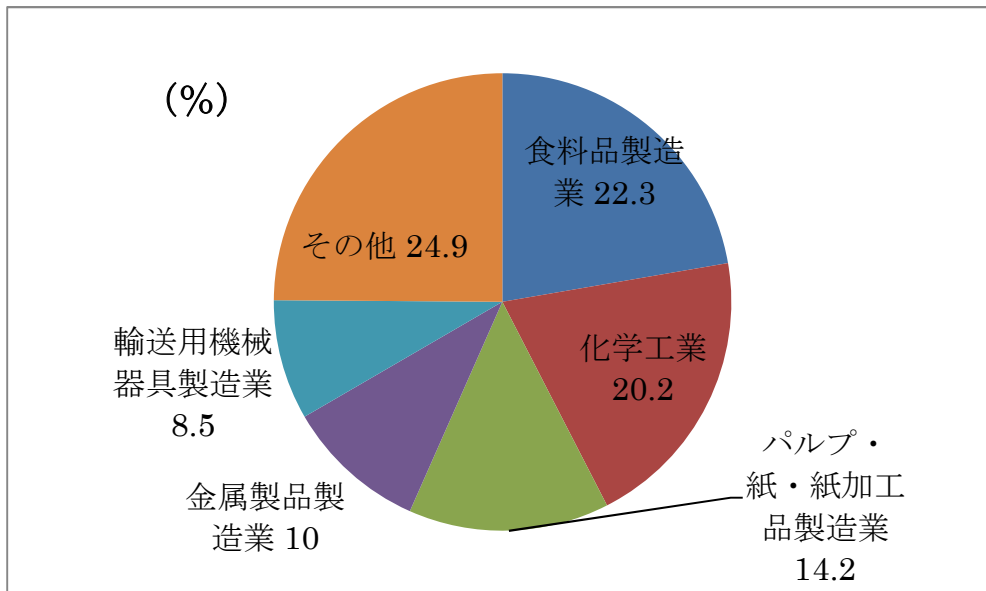


図 1-3-6 製造品出荷額等の産業分類別内訳（平成 24 年工業統計調査）

2 環境の現状（第2次環境基本計画の評価と課題）

第2次環境基本計画において定めた指標項目を基に、各目標等の達成に向けた取組の評価と課題について、次のとおり整理しました。（表1-3-3参照）

表1-3-3 第2次環境基本計画の評価と課題

◎：目標を既に達成している。○：目標を概ね達成する見込みである。△：目標達成が難しい状況にある。

目標等	指標項目	基準値 (平成17年度)	目標値 (平成26年度)	実績 (平成25年度)	評価	主な項目の評価と課題
協働と学習で拓く環境未来	環境副読本で学習した児童・生徒数	17,000人	17,000人	15,800人	△	<p>【評価】 環境副読本の配布数減少は、少子化に伴う小中学校の生徒数の減少によるものであり、基準年と同様に対象学年の児童・生徒全員に配布を行っています。子どもエコ調査、地球環境図画コンクールについては、他の事業への統合により終了していますが、市最大級の環境イベントである環境フェアの参加人数は目標を概ね達成する見込みとなっているなど、環境学習の機会の充実が図られています。</p> <p>【課題】 子どもエコクラブの会員数や、にいがた市民環境会議への参加団体数が減少しており、環境保全活動を実践する市民・市民団体の拡大や活性化が課題となっています。</p>
	こどもエコ調査の参加校数	40校	50校	事業終了	—	
	地球環境図画コンクールの応募数	100点	200点	事業終了	—	
	こどもエコクラブの会員数	300人	400人	100人	△	
	環境フェア参加人数	4,400人	30,000人	29,052人	○	
	にいがた市民環境会議会員数	38団体	50団体	36団体	△	
I 自然と人間とが共生する田園ふれあい都市の形成	佐潟水鳥・湿地センター来館者数	70,000人	90,000人	62,557人	△	<p>【評価】 佐潟で活動するボランティア解説員の人数が目標を大きく上回っており、環境保全にかかるボランティア活動への関心が高まっています。</p> <p>【課題】 佐潟水鳥・湿地センターや水の公園福島潟などへの来園者や市民向けイベントへの参加者などは基準年度を下回る結果となりました。多くの市民が自然環境に関心を持っていただけるよう、気軽に参加できるイベント等を充実させることが必要です。</p>
	佐潟ボランティア解説員活動人数	106人	150人	174人	◎	
	市民探鳥会の参加人数	200人/3回	300人/3回	128人/3回	△	
	佐潟等学術研究補助金交付件数	4件	5件	3件	△	
	水の公園福島潟来園者数	150,000人	187,500人	140,000人	△	
	福島潟自然文化基金額	3,120千円	4,000千円	3,457千円	△	
	総合学習受け入れ件数	106校	150校	81校	△	
	オニバス現地案内参加者人数	1,920人	2,500人	1,076人	△	
	美しい農村づくり（集落数）	0件	6件	6件	◎	
	市民1人あたりの公園面積	10.24㎡	12.8㎡	11.68㎡	△	
	保存樹指定本数	216本	285本	281本	○	
	緑化活動事業の実施団体数	167団体	390団体	386団体	○	

◎：目標を既に達成している。 ○：目標を概ね達成する見込みである。△：目標達成が難しい状況にある。

目標等	指標項目	基準値 (平成17年度)	目標値 (平成26年度)	実績 (平成25年度)	評価	主な項目の評価と課題
II 環境への負荷の少ない資源循環都市の形成	1人1日あたりの家庭系ごみ排出量	678g	570g	470g (501g※)	◎	【評価】 平成20年6月から開始した「新ごみ減量制度」により、ごみ量は約3割削減し、リサイクル率も目標を上回る結果となっています。 廃食用油の燃料化については、目標を達成できませんでしたが、回収した廃食用油については、燃料化の他、飼料の原料などに活用しています。 【課題】 近年のごみ量は横ばい傾向が続いているため、資源循環型社会の実現に向け、市民の3R意識のさらなる向上と分別の徹底を図るとともに、新たな資源化策の検討が必要です。 ※焼却施設に直接持ち込まれる家庭系ごみ量を含めた値（平成24年度から統計手法を変更）
	リサイクル率	17.8%	26.0%	27.2%	◎	
	廃食用油の燃料化	15,000 ㍲	70,000 ㍲	37,200 ㍲	△	
	下水汚泥リサイクル率	92%	100%	100%	◎	
	エコファーマー認定者数	739人	4,000人	3,108人	△	
	新潟県特別栽培農産物栽培面積	358ha	4,200ha	494ha	△	
III 健康で安心な快適環境都市の形成	環境基準項目の達成率	90%	92%	95%	◎	【評価】 大気、水質、土壌、騒音などにおける環境基準項目の達成状況については、95%が基準を達成しているものの、光化学オキシダントや海域のCODなど特定の項目については未達成となっています。 景観形成や下水道整備など快適環境の基盤整備は概ね順調に進んでいます。 【課題】 環境基準が未達成の項目における原因の解明や対策の徹底、またPM2.5などの新たに追加された環境基準項目への対応が必要です。
	新たに導入する公用車の低公害車率	97%	100%	100%	◎	
	特別区域の設定数	0	5	2	△	
	景観形成推進組織の支援数	0	6	6	◎	
	自主防災組織結成率	40.2%	80.0%	83.4%	◎	
	下水道整備面積	9,507ha	12,660ha	12,656ha	○	
	公共施設への雨水浸透枡・貯留タンク設置数	2,298基	4,030基	4,022基	○	
	市民への雨水浸透枡・貯留タンク設置助成数	24,815基	59,000基	58,348基	○	
IV 地球環境に貢献する都市の形成	温室効果ガス排出量 (市の事務・事業に伴うもの)	186,600t-CO ₂	173,538t-CO ₂	178,592t-CO ₂	△	【評価】 市の事務事業に伴う温室効果ガスの排出量は、公共施設への再エネ、省エネ設備の導入や節電行動の徹底などにより削減が図られているものの、目標達成は難しい状況にあります。 家庭での省エネ活動を啓発する環境カレンダーの配布に関して、目標を大幅に超えて配布するなど、市民への環境行動の促進策を充実させました。 一方、国際的枠組みに関する活動については、目標を達成する見込みとなっており、国際的な連携・協力体制が構築されています。 【課題】 市域における温室効果ガスの排出量に関して、家庭部門及び運輸部門が他の政令指定都市と比較して高い状況にあり、公共交通の利用促進や、低炭素型ライフスタイルへの転換などを通じて、運輸・家庭部門の対策を重点的に推進していく必要があります。
	環境カレンダー配布数	6,000部	7,000部	10,000部	◎	
	3都市環境会議開催回数	6回	14回	13回	○	
	環境保護研修生受入人数	5人	9人	11人	◎	

第2部 施策の展開

第1節 環境教育と協働の推進

1 8年後のまちの姿

～市民一人ひとりがあらゆる場面で環境に関わり、考える機会を持つことにより、市全体の環境意識が向上し、環境配慮行動が持続的に実践され、環境保全の取組みが脈々と受け継がれていく環境意識の高いまち～

- たくさんの市民が環境に関わり、環境のことを考える機会が増えています。
- 市民一人ひとりの環境に対する意識が向上しています。
- 環境に配慮した行動が実践できています。
- 環境保全活動が次の世代に引き継がれ、多くの担い手が育てられています。

2 現状と課題

<環境教育>

学校における環境教育

子ども達への環境教育において重要な役割を担う学校では、各教科や総合的な学習の時間などを活用し、自然調査、学校ビオトープづくり、リサイクル活動、清掃活動、グリーンカーテンづくりといった多彩な環境教育に取り組んでいます。

地域、市民団体、事業者、行政などと連携した環境教育を実施している学校もあり、すでに重要性を増している地球温暖化などの環境問題に対応するため、学校における環境教育の取組みをさらに充実させていく必要があります。

地域における環境教育

一番身近な環境教育や環境行動の場である家庭や地域では、家庭生活、地域活動、行事、清掃活動などを通して、身近な環境を守り大切にしようとする心を育むことが期待されます。しかし、近年は地域の結び付きが弱まってきているため、家庭や地域での活動を支援し、地域を通じた環境教育を充実させる必要があります。

<市民との協働>

協働の環境づくり

市内には幅広く環境保全活動を展開する市民、市民団体、事業者などがありますが、その存在や活動内容が広く市民に知られておらず、参加者の減少や活動の衰退などが課題となっています。幅広い世代からの参加者を増やし、活動を活性化させていくためには、活動の内容を広く周知するとともに、各主体が連携しながら取組みを進めていく必要があります。

参加団体の自主的な環境保全活動の推進を目的として設立されている「にいがた市民環境会議」は、協働の場の中核としての機能が期待されており、さらなるネットワークの拡大が求められています。

地域コミュニティ活動の活性化

地域における課題を地域が主体となって解決するため、自治会・町内会を中心とした地域の様々な団体等により構成される地域コミュニティ協議会が市内全域で結成されています。今後ますます多様化する地域の課題やニーズに的確に対応するため、地域コミュニティ協議会やNPOなどと行政が積極的に協働を進めていく必要があります。

<広域連携の推進>

近隣市町村との連携

市域を超えて対応が必要な問題に対し、近隣市町村と連携して対策に取り組む必要があります。

全国の自治体との連携

多様化する環境問題について、他都市の先進的な取組み事例等の情報収集を図るため、全国の自治体との連携強化を図ります。

近隣諸国との連携

地球規模で発生するグローバルな環境問題に対応するため、近隣諸国と協力体制を構築し、連携を図ります。

3 8年後のまちの姿の実現に向けた市民・事業者の取組み

(1) 市民（具体的事項は50ページを参照）

- 環境問題に関心を持ち、自らのライフスタイルを見つめなおします。
- インターネットや新聞、雑誌などを通じた情報収集を行うとともに、自身の環境活動についても広く情報発信を行います。
- 環境学習会や講演会等へ積極的に参加します。
- 日常生活において環境行動を実践します。
- 地域で実践される環境保全活動などへ積極的に参加します。
- 地球規模の環境問題に対して関心を持ちます。

(2) 事業者（具体的事項は55ページを参照）

- 環境保全に関する研修会を実施します。
- 地域で実践される環境保全活動などへ積極的に参加します。
- 環境に関して情報収集を行うとともに、自社の環境行動について広く情報発信します。
- グローバル化する環境問題に対応するため、技術協力などを通じた域外貢献を図ります。

4 市の施策展開

(1) 環境教育の推進

市民一人ひとりが環境に関心を持ち、自ら考えて行動するために、学校はもちろん、家庭や地域、職場などのあらゆる場所をキャンパスとし、あらゆる世代に対して、学習機会の提供、人材育成、講師の紹介・派遣などを通じて環境教育を推進します。

(2) 市民との協働

「相互自立」「対等関係」「役割分担」といった視点に立ち、さまざまな主体による協働の環境づくりを推進するため、市民団体などの活動を支援するとともに、協働のための体制を整備し、情報の共有化を図ります。

(3) 広域連携の推進

本市だけでは解決が困難な広域な環境問題に対し、近隣市町村、全国の自治体、近隣諸国と連携しながら対策に取り組みます。

市の施策展開と協働のパートナー

市の施策展開		概要	協働のパートナー	
			市民	事業者
(1) 環境教育の推進	①学校などにおける環境教育の推進	<ul style="list-style-type: none"> ●各学校・園で行われている地域の自然を活かした環境学習の成果を他校や市民に公開し、環境保全の意欲を高めます。 ●教員を対象とした研修会の開催や各校での研修支援、児童生徒を対象とした交流事業や学習発表会の実施により、新潟水俣病の理解促進を図ります。 ●子どもや親子向けに公民館での環境事業を実施することにより、身近な環境を考える機会とします。 ●学校の改築などに併せ、太陽光発電設備などを設置し、環境教育への活用を図ります。 	○	○
	②地域社会における環境教育の推進	<ul style="list-style-type: none"> ●市民団体、事業者、行政などが活動内容を紹介する環境フェアを実施します。 ●環境学習に関する情報を提供するほか、市民との協働による自主企画講座を実施します。 	○	○
(2) 市民との協働	①市民、市民団体、学校、事業者などの協働の環境づくり	<ul style="list-style-type: none"> ●市民・事業者・行政が協働し、様々な環境情報を収集・発信することを通じて参加団体の自主的な活動を推進する「にいがた市民環境会議」の活動を支援します。 ●市民、市民団体、学校、事業者などが交流する機会を設け、各主体間の協働を促進し、活動の活性化を図ります。 	○	○
	②地域コミュニティ活動の活性化	●地域コミュニティによるまちづくり活動の取組みを支援します。	○	○
	③情報の共有化	●市のホームページや環境総合サイト「エコやろてば！」などを活用して環境関連の講座やイベントの開催案内などの情報を広く発信します。	○	○
(3) 広域連携の推進	①他の自治体との連携	●公害への対応や自然環境の保全に向けた取組みを効率的に推進するため、共通の環境課題を抱える他の自治体との連携を図ります。		
	②近隣諸国との連携	<ul style="list-style-type: none"> ●近隣諸国と国際的な環境問題に協力して対応するため、国際会議を開催します。 ●東アジア酸性雨モニタリングネットワークセンターに職員派遣します。 		

5 指標の設定

指標項目	現状 (平成 25 年度)	目標 (平成 34 年度)
低炭素社会の創造, 循環型社会の創造, 生物多様性の保全, 快適な生活環境の創造の各施策に掲げる目標を当該施策に掲げる指標とします。		

第2節 I 低炭素社会の創造

1 8年後のまちの姿

～都市と田園が調和した持続可能な発展に向け、再生可能エネルギーの普及やエネルギーの利用効率化が進み、過度な自動車依存からの脱却やライフスタイルの転換などにより化石燃料の使用が必要最小限なまち～

- 都市と田園が調和した持続可能なまちとして発展しています。
- 再生可能エネルギーの普及やエネルギーの効率的利用が進んでいます。
- 徒歩や自転車での移動がしやすく、環境に配慮した交通システムが充実しています。
- 低炭素型のライフスタイルが定着し、温室効果ガスの排出が少ない社会になっています。

2 現状と課題

<田園環境>

本市は、農地が市域の約48%を占めており、市街地近傍にハクチョウをはじめ多くの渡り鳥が飛来する里潟が存在するなど、都市と自然との調和が保たれた田園型都市です。

食、産業、雇用・活動の場、エネルギー、文化・伝統、地域の結束などさまざまな価値の源である田園環境は、市民にとってはもちろん、そこに住む動植物にとっても必要不可欠な環境となっています。

田園環境の保全

新潟市は、国内有数の農業生産の実績をもつ一方で、収益性の悪化や後継者不足などから、就業者数の減少や耕作放棄地の拡大が懸念されており、将来における農地の健全な保全が課題です。

また、農地の状態を良好に維持し、食の安心安全を一層高めるため、化学肥料・化学合成農薬をできる限り減らし、田園環境への負荷を低減させていく農業が求められます。

未利用バイオマスの利用

土地利用の約半分を農地が占める本市では、未利用の田園資源（バイオマス）の利用拡大を図っていくことが必要です。

また、農業系バイオマス資源の収集や活用にあたっては、コスト低減やバイオマスエネルギーの利用拡大などへの対応が重要です。

地元産への理解浸透（フードマイレージの低減）

農作物の供給地と需要地の距離をできるだけ短くして、輸送に際して発生する二酸化炭素の削減を図る必要があります。そのためには、市街地に隣接して広が

る田園から出荷される新鮮な農作物を、できる限り近いところで消費できる環境整備や地元産品購入への理解浸透が必要です。

＜エネルギー＞

東日本大震災を契機とした再生可能エネルギーへの期待

東日本大震災による東京電力福島第一原子力発電所の事故は、多くの国民の安全を脅かし、避難を余儀なくされた人々に対し過酷な生活を強いるとともに、電力使用制限による製品生産の制約をはじめ、国民生活や産業活動に甚大な影響を与えました。

これを契機として、エネルギーのあり方が国民の中で大きな関心事となり、安全性、資源としての安定性、環境に対する負荷の小ささや、原子力発電への不安から、再生可能エネルギーに大きな期待が集まるようになりました。

再生可能エネルギーや分散型電源の活用

福島第一原発の事故は、今後の我が国の主要なエネルギー源としての原子力発電の拡大を極めて困難なものとししました。

また、二次エネルギー（電力）で約3割を占めていた原子力に代わるエネルギー源をすべて化石燃料に求めることは、エネルギーの安全保障や、資源の有限性、地球温暖化対策の面などから課題があります。

このため、再生可能エネルギー設備、省エネルギー設備や蓄電池及びガスコージェネレーション等の分散型電源の導入を進めるとともに、これらを活用した建物や街区単位でのエネルギーマネジメントシステムの普及を図ることが必要となっています。

＜二酸化炭素の排出＞

本市の二酸化炭素排出量を部門別で見ると、基準年度である2005年度は運輸部門の排出量が最も大きく、次いで産業部門、業務部門、家庭部門の順となっています。2010年度では家庭部門が増加し、業務部門を上回り産業部門に次ぐ順となっています。（図2-2-1参照）

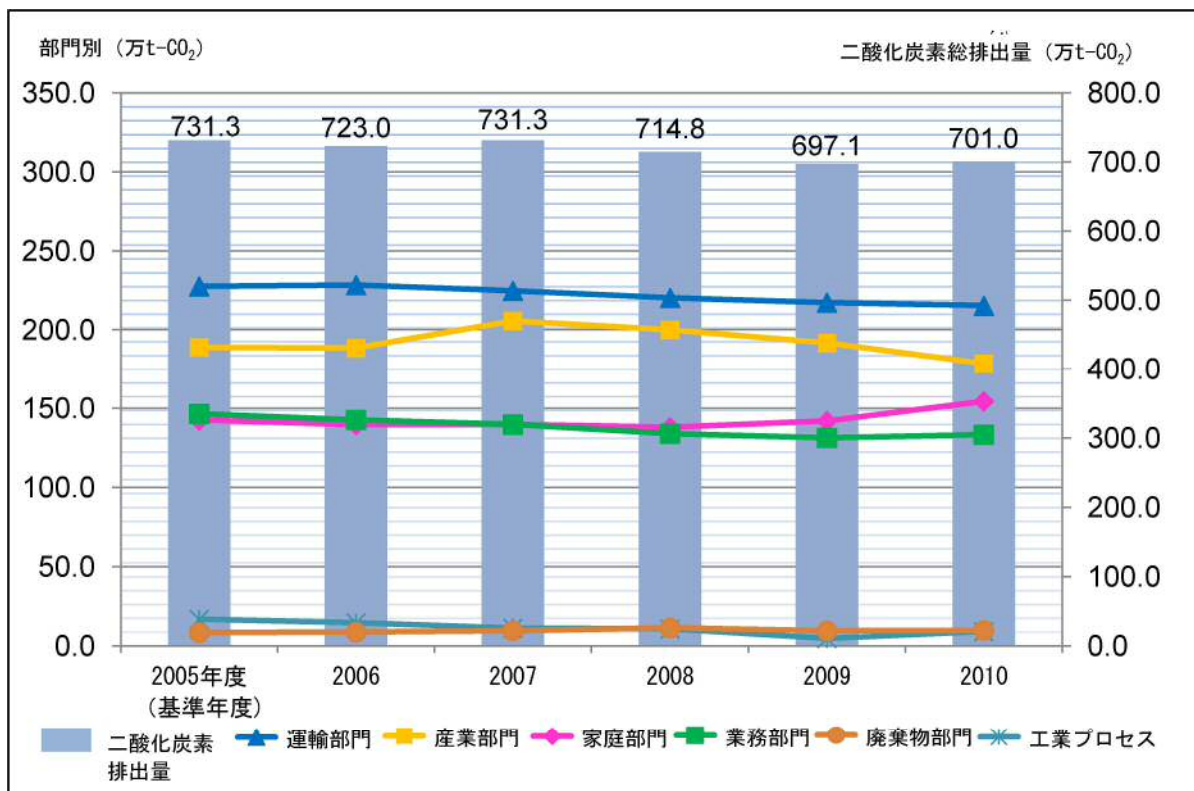


図 2-2-1 部門別二酸化炭素排出量の推移（新潟市資料より作成）

運輸部門

近年本市では、市内における人の移動は自動車を中心となっています。（図 2-2-2 参照）

人の移動に係る二酸化炭素排出量は、自動車がバスの約 3 倍、電車の約 5 倍であることから、過度な自動車利用を見直し公共交通などへ転換することが有効です。

また、自動車を利用する場合でも、エコドライブを心がけることや、低燃費車や電気自動車、ハイブリッド車などの低炭素モビリティの普及を推進し、自動車単体の排出量を削減していくことも重要です。

家庭部門

超高齢・少子社会を背景に本市の人口は減少傾向にありますが、世帯数は増加傾向が続いています。2010 年の家庭部門の排出量を世帯当たりで見ると、本市は 4.9t-CO₂/世帯で、全国の 3.3t-CO₂/世帯の約 1.5 倍です。

世帯当たり人員は、本市と全国のどちらも約 2.5 人です。本市は冬季の寒さが厳しく、さらに 1 住宅当たりの延床面積が 112.6 m²※と全国平均 (94.9 m²※) より高いため、暖房や給湯に使用するエネルギーが多くなることから、本市の家庭部門の排出量が多い要因の一つと考えられます。

※平成 25 年住宅・土地統計調査（総務省統計局）

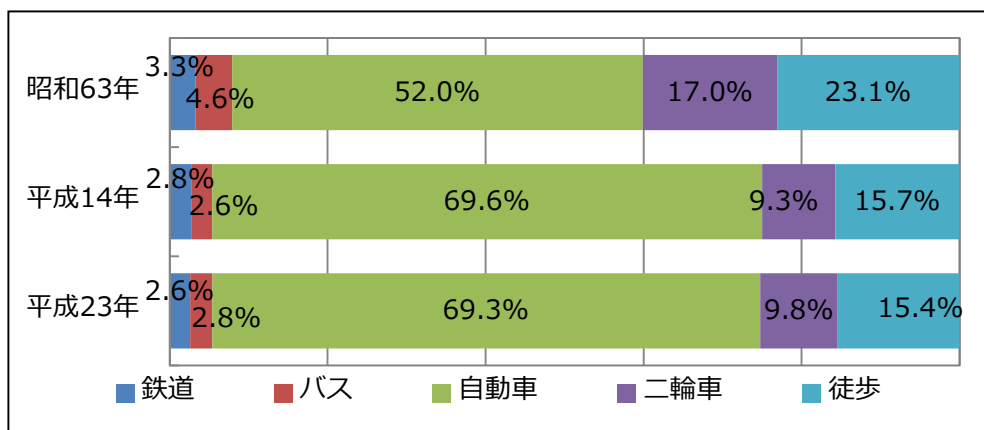


図 2-2-2 新潟市の代表交通手段構成の推移

[S63] 第 2 回新潟都市圏パーソントリップ調査

[H14] 第 3 回新潟都市圏パーソントリップ調査

[H23] 新潟市内都市交通特性調査結果（市都市交通政策課） より作成

3 8年後のまちの姿の実現に向けた市民・事業者の取組み

(1) 市民（具体的事項は 51 ページを参照）

- 本市の持つ田園環境に関心を持ち、保全活動などへ積極的に参加します。
- 太陽光発電システムなどの再生可能エネルギー設備の導入や、省エネ機器への買換えを進めます。
- 公共交通機関の利用や低燃費車への乗り換えなど、移動手段の低炭素化に取り組みます。
- 省エネ行動を、身近なところから積極的に実践します。

(2) 事業者（具体的事項は 56 ページを参照）

- 環境保全に配慮した経営を実施します。
- 再生可能エネルギー設備の導入や省エネ設備への買換えなどを進めます。
- 社用車への低燃費車の採用や、物流の効率化など、人・物の移動に係る低炭素化に取り組みます。
- 事業所内において効率的な機器の運用を図るなど、省エネ行動を実践します。

4 市の施策展開

本市は、温室効果ガス排出の大幅な削減など低炭素社会の実現に向け、高い目標を掲げて先駆的な取組みにチャレンジする都市として、平成 25 年 3 月に政府から「環境モデル都市」として選定されました。都市と田園とが調和をもって発展する持続可能な低炭素社会の創造のため、次のとおり施策を展開していきます。

(1) 田園環境の保全・持続可能な利用

本市のアイデンティティーである「田園」の保全を基礎とし、田園が生み出す多様な価値（食・文化・緑・自然の恵み・エネルギー等）が地域の中で循環できるよう、田園環境の持続可能な利用を推進します。

(2) スマートエネルギーシティの構築

東日本大震災の教訓から、エネルギー対策、地球温暖化対策及び防災対策として再生可能エネルギーや分散型電源を最大限活用しながら、都市として効率的なエネルギー利用を実現する「スマートエネルギーシティ」の構築を目指します。

スマートエネルギーシティの実現に向けた取組みの第一歩として、再生可能エネルギー設備、省エネルギー設備、蓄電池及びガスコージェネレーション等の分散型電源設備のストックの拡大を進めるほか、併せてHEMS、BEMS等のエネルギーマネジメントシステムの普及を図ります。

(3) 低炭素型交通への転換

本市の自動車分担率は69.3%と高く、世帯当たりの自動車保有台数も1.59台であるなど、移動における自動車依存が全国と比べ高い状況にあります。このため、運輸部門におけるCO₂排出削減を進めるために、自動車利用から公共交通利用へのシフト及び自動車単体の低排出化を推進します。

(4) 低炭素型ライフスタイルへの転換

本市においては家庭部門での二酸化炭素排出割合が高く、低炭素都市づくりを進めるためにはこの対策が急務となります。誰もが低炭素型ライフスタイルへの転換（再エネ・省エネ機器導入、省エネ行動も含む）の必要性について理解し、自ら率先して行動できる社会を目指します。

市の施策展開と協働のパートナー

市の施策展開		概要	協働のパートナー	
			市民	事業者
(1) 田園環境の保全・持続可能な利用	①環境保全型農業と農業の低炭素化の推進	●良好な農地と生物多様性の保全のため、田園環境に対する負荷を少なくする環境保全型農業や農業の低炭素化を推進します。		○
	②田園資源の有効活用	●農産品や農産加工品、バイオマス資源など豊富な田園資源の有効活用を図り、農地の保全に不可欠な農業者の経営基盤の安定化を図ります。		○
	③バイオマス資源の持続可能な利用	●田園から排出される稲わら、もみ殻などの農業系バイオマスの持続可能（環境負荷がなく、長期的かつ安定的）な利用を推進します。		○
	④都市と田園の交流促進	●田園及び都市が生み出す多様な価値の循環を推進するため、田園と都市における人の交流を促進します。	○	
	⑤市街地をやさしく包み込む田園環境の保全	●生物多様性の保全には本市の自然環境を特徴づける里潟（湿地）、里山の保全が重要であることから、この保全策を推進します。	○	○
	⑥コンパクトなまちづくりの推進	●都心、各区のまちなか、各拠点の都市機能の強化を図るとともに、徒歩や自転車、公共交通による移動を重視し、マイカーに過度に依存しないコンパクトなまちづくりを推進します。		
	⑦緑化の推進	●二酸化炭素の吸収源となる「緑（植物）」を増やす取組みを推進します。	○	○
(2) スマートエネルギーシティの構築	①地域特性を活かした再生可能エネルギー・省エネルギーの推進	●家庭・事業所・コミュニティにおいて、再生可能エネルギーの導入や省エネルギーを推進します。 ●公共施設への再生可能エネルギー設備の導入に際して、停電時に非常用電源として活用が図れるよう整備します。	○	○
	②未利用エネルギーの活用の推進	●下水熱、工場排熱など未利用の熱エネルギーの活用を検討します。		○
	③エネルギーマネジメントシステムの推進	●スマートエネルギーシティの構築に向け、 <u>HEM</u> <u>S</u> や <u>BEMS</u> 等個々の建築物のエネルギーマネジメントを推進するとともに、面的エネルギーマネジメントを推進します。	○	○
	④バイオマス利活用の推進（バイオマス産業都市の構築）	●地域エネルギーであるバイオマスの利活用を推進します。		○

市の施策展開		概要	協働のパートナー	
			市民	事業者
	⑤ヒートアイランド対策	●緑化や人工排熱の抑制などによりヒートアイランド対策を図ります。		○
(3) 低炭素型交通への転換	①公共交通網の再構築	●公共交通網の再構築においては、都市部と田園部により構成される本市の都市構造を考慮した施策を展開していきます。 ●地域の公共交通を強化し、生活交通を確保します。 ●都心と郊外とを結ぶアクセスの強化を図ります。 ●都心部での移動の円滑化を図るため、基幹公共交通軸の強化に向けた、新たな交通システムを導入します。 ●公共交通の利便性の向上による利用拡大に努めます。	○	○
	②モビリティの低炭素シフト	●自動車の低燃費化をハード（車両）の普及、ソフト（エコドライブ）の拡大の両面から推進します。 ●超コンパクトモビリティなど、新たなニーズに対応した低炭素モビリティの利用拡大を推進します。	○	○
	③グリーン物流の推進	●物流の低炭素化を図るため、 <u>グリーン物流</u> を推進します。		○
(4) 低炭素型ライフスタイルへの転換	①低炭素社会への人づくり	●低炭素型社会への人づくりにより環境配慮行動の拡大を図ります。 ●学校や事業所などあらゆるところで、環境について知って学ぶことができる社会を目指します。 ●経済的インセンティブの仕組みを整備し導入することで、環境配慮行動拡大の加速を図ります。	○	○
	②廃棄物の削減と資源循環型社会の構築	●3Rの推進などにより資源循環型社会を構築し環境負荷の低減を図ります。	○	○
	③健幸都市づくり(スマートウェルネスシティ)の推進	●まちづくりと健康づくりが連携した、健幸都市づくり(スマートウェルネスシティ)を推進します。 ●「徒歩」、「自転車利用」など健康づくりにも効果のある取組みについて拡大を図ります。	○	○
	④市の率先行動	●市役所において率先して環境配慮行動を実践します。		

5 指標の設定

指標項目	現状 (平成 25 年度)	目標 (平成 30 年度) ※1
市域の温室効果ガス排出量	694 万 t ※2	624 万 t ※3
もみ殻などのバイオマスエネルギーの活用	—	活用の実現
太陽光発電システム導入量 (10 k W 未満)	18, 000 k W	36, 000 k W
自動車利用の削減	—	2. 5%削減※4
1 世帯あたりの電気使用量	3, 612 k W h	3, 160 k W h

※1 平成 31 年度に当該項目における評価を実施し、目標を再設定

※2 平成 23 年度排出量

※3 基準年度 (H17 年度) 比 1 5 %削減

※4 1 日あたり新潟市自動車総トリップ数より算出

第3節 II 循環型社会の創造

1 8年後のまちの姿

～市民・事業者・市の協働のもと、3R（リデュース（発生抑制）・リユース（再使用）・リサイクル（再生利用））の優先順位で資源が循環利用されるまち～

- 市民一人ひとりに3Rの意識が浸透し、ごみをできるだけ出さないライフスタイルが定着しています。
- ごみ分別による資源化が進み、その効果が理解されるとともに、分別することがあたりまえのことになっています。

2 現状と課題

<家庭系ごみ>

家庭系ごみの総排出量は、平成20年6月からの新ごみ減量制度の実施に伴い大幅な減量と資源化が達成され、平成25年度実績では、226,802tとなっています。（図2-3-1参照）

また、資源物等を除く収集ごみ量（燃やすごみ、燃やさないごみ、粗大ごみ）については、新ごみ減量制度の導入により、平成19年度と比較して、約30%の削減となり、リバウンド（有料化によりごみが減少した後、元のごみ量に戻る現象）もなく安定して推移しています。

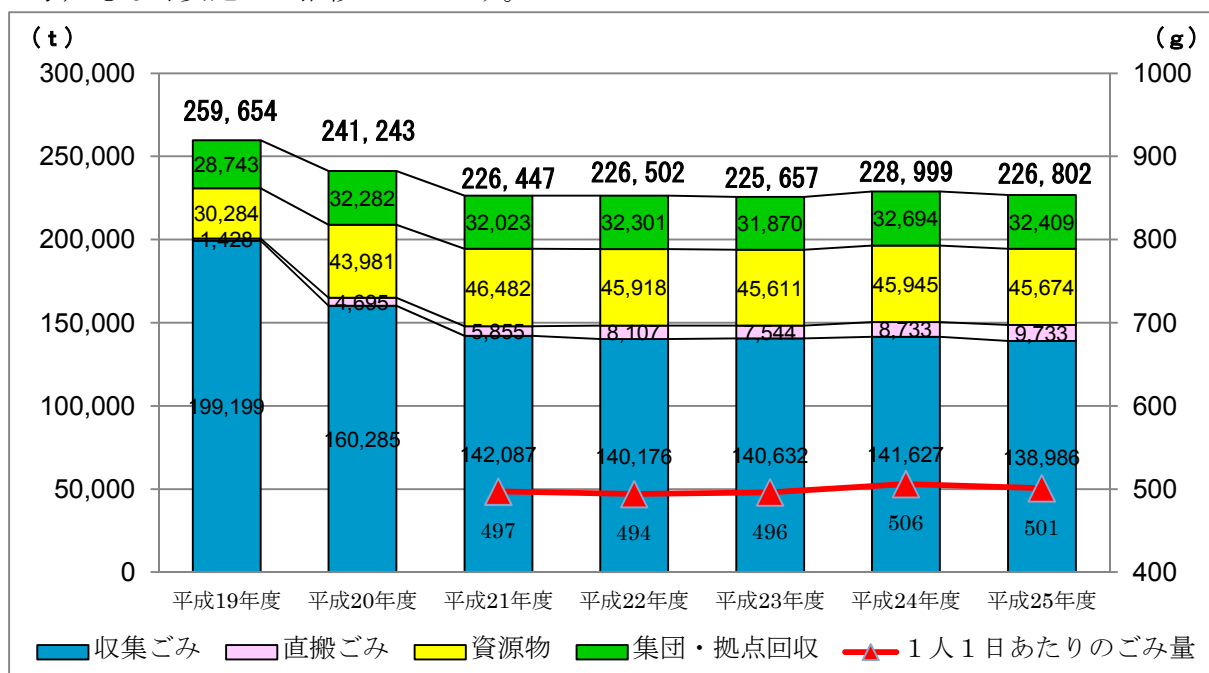


図2-3-1 家庭系ごみ排出量の推移

家庭系燃やすごみの組成は、厨芥類（生ごみ）が約 4 割、紙類が約 3 割と、これらで全体の約 7 割を占めています。約 3 割を占める紙類のうち「新聞紙」、「段ボール」、「雑誌・雑がみ」、「紙パック」など、リサイクルが可能なものが半分を占めています。また、プラマーク容器包装の混入も 1 割程度みられます。

このことから、家庭系ごみにおける課題として、次のことがあげられます。

- 生ごみの減量化・資源化
- 燃やすごみに含まれる再生可能な古紙類やプラマーク容器包装の資源化への誘導
- ごみ問題に対する幅広い年齢層を対象とした環境教育の充実
- 市全体でごみの減量化と資源化を推進するための、市民・事業者・市の緊密な連携

<事業系ごみ>

本市の事業系ごみの排出量は、平成 17 年 10 月から新潟広域において再生可能な古紙類の搬入規制を実施したことにより減少傾向に転じました。平成 20 年 6 月からは事業系ごみの処理手数料の全市統一や、市による事業系ごみ収集の廃止などの施策を実施したことにより減少し、平成 25 年度実績では 89,447 t となっています。（図 2-3-2 参照）

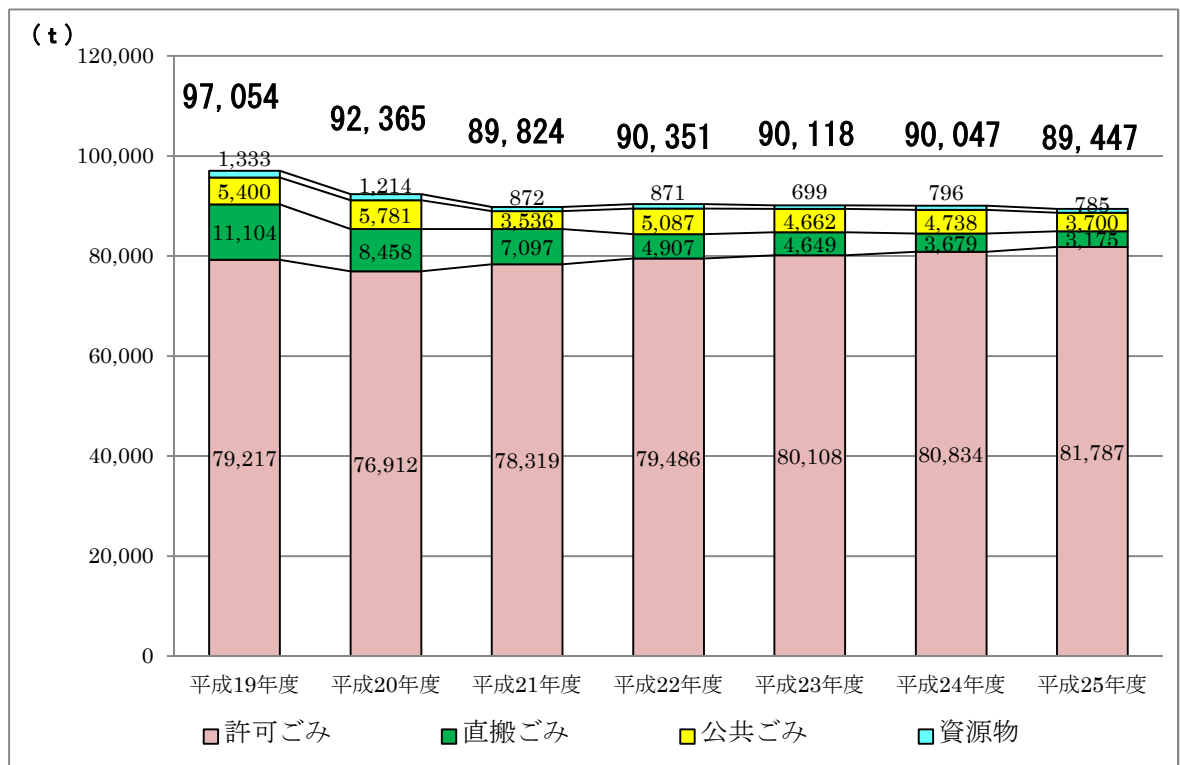


図 2-3-2 事業系ごみ排出量の推移

事業系可燃ごみの組成は、家庭系ごみと同様に、厨芥類が約 4 割、紙類が約 4 割と、これらで全体の約 8 割を占めています。約 4 割を占める紙類のうち、「新聞紙」、「段ボール」、「雑誌・雑がみ」、「紙パック」、「OA用紙」など、再生が可

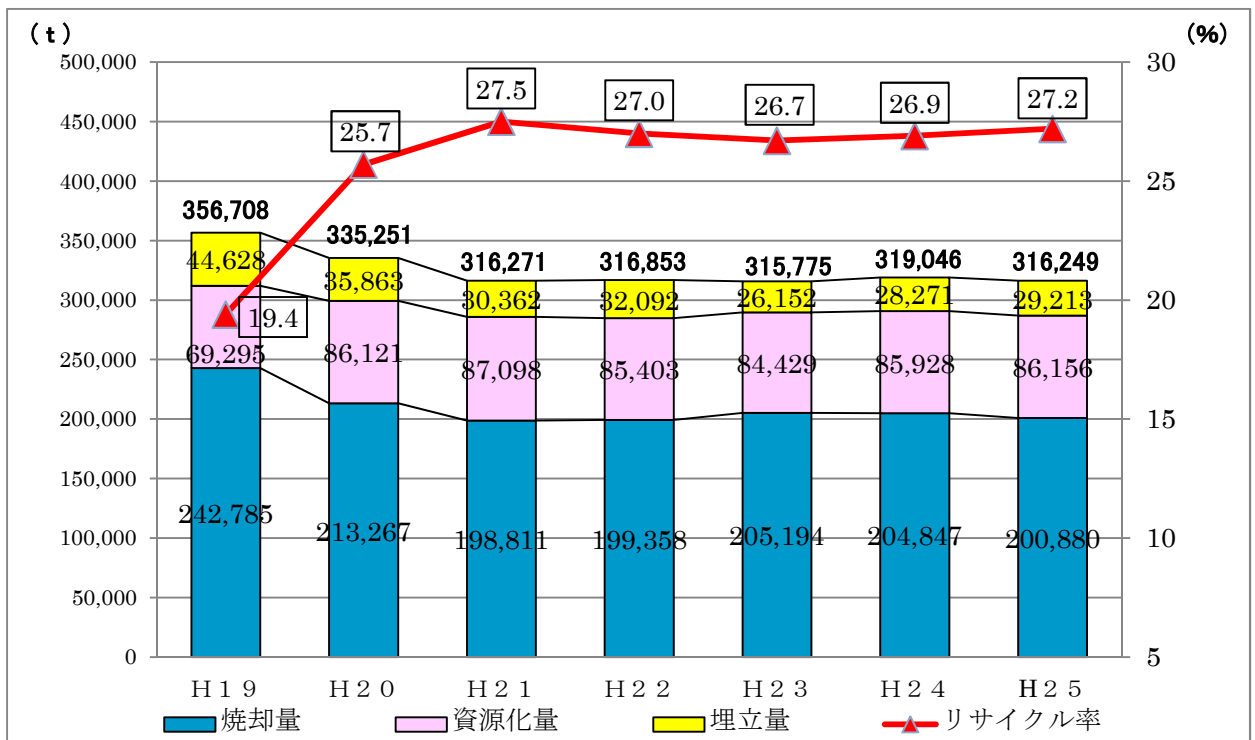
能なものが約6割混入しています。

このことから、事業系ごみにおける課題として、次のことがあげられます。

- 可燃ごみの大部分を占める厨芥類の資源化への誘導
- 再生可能な古紙類を含む資源物や産業廃棄物の混入を防止するための事業所における分別の徹底
- 事業系ごみ減量・リサイクルガイドライン及び事業系資源物の搬入規制についての、周知活動の強化
- ごみ処理施設における資源物や産業廃棄物の搬入規制の強化
- ごみ減量化に積極的に取り組むためのインセンティブ（動機）の提供

<ごみの処理量>

本市のごみ処理量の内訳は、平成20年度の新ごみ減量制度の導入に伴い、焼却量及び埋立量が大幅に減少した一方、資源化量は増加し、その結果リサイクル率（資源化量÷ごみ総排出量）も大きく上昇している状況です。



※焼却処理後の資源化量及び埋立量は「焼却量」には計上せず、それぞれ「資源化量」及び「埋立量」に計上している。

図 2-3-3 ごみ処理量の推移

3 8年後のまちの姿の実現に向けた市民・事業者の取組み

(1) 市民（具体的事項は52ページを参照）

- 一人ひとりがごみの排出者としての自覚と責任を持ち、ごみを出さないライフスタイルに見直します。
- 分別収集のマナーの遵守や各種講座等への参加など、ごみの減量化・資源化に向けた取組みに協力します。
- 地域の集団資源回収や一斉清掃等の美化活動に積極的に参加します。

(2) 事業者（具体的事項は57ページを参照）

- 生産・流通・販売等の段階で、商品やサービスがごみを生まないような工夫をします。
- 環境に配慮した企業理念を掲げ、地域貢献に積極的に取り組みます。
- 自己処理責任のもと、ごみ排出者としての自覚・責任をもち、ごみを出さない、また、出たごみをできるだけ資源化する事業活動を計画的に推進します。
- ごみ減量化・適正処理に向けたさまざまな取組みに協力します。

4 市の施策展開

(1) 家庭系ごみを減らす3R運動の推進と三者協働

10種13分別と指定ごみ袋の有料化を柱とする新ごみ減量制度のもと、さらなる分別の徹底に努め、資源となるごみについては可能な限り資源化を図るとともに、ごみに関する各種情報の積極的な提供に努めます。また、三者協働の理念に基づき、市民一人ひとりがごみの減量意識を高め、生ごみの減量など3Rの優先順位に則した取組みを推進します。

(2) 事業系ごみの排出抑制と資源化の推進

市の事業系ごみの制度の周知徹底を図り、ごみの減量と資源化可能なものとの分別を推進します。また、排出事業者の自発的な取組みを評価するとともに、資源物の搬入規制の強化など積極的な指導に取り組みます。

(3) 違反ごみ対策ときれいなまちづくりの推進

地域住民の良好な生活環境を保持し、安心・安全なごみ出し環境を維持するため、ごみ集積場における違反ごみや、ごみ・資源物の持ち去り行為などへの対策を継続します。

併せて、一斉清掃等の地域の取組みへの若者世代の参加を促し、活動を支援・促進するとともに、ぼい捨て等及び路上喫煙の防止に関する条例のさらなる周知及び啓発を図ります。

また、今後進展していくことが予想される高齢化への対応として、ごみ出しが不自由な方々への支援を拡充していきます。

(4) 収集・処理体制の整備

市民・事業者のごみ減量化の努力と少子高齢化社会の進展に伴い、今後ごみ量が減少していくなかで、安定的かつ効率的なごみの収集・処理体制を構築します。また、最新のリサイクル技術の動向を注視しながら、資源循環型社会の構築に資する廃棄物処理施設のあり方を検討していきます。

さらに、大規模な災害が発生した場合においても迅速に対応できるよう、廃棄物分野における災害対策を見直し、真に実効性のある体制を整備します。

市の施策展開と協働のパートナー

市の施策展開		概要	協働のパートナー	
			市民	事業者
① 家庭系ごみを減らす3R運動の推進と三者協働	①制度の周知と分別の徹底	<ul style="list-style-type: none"> ● 広報紙やホームページ等を活用して情報提供を充実させるとともに、高齢者、単身世帯、転入者などにとっても分かりやすい内容になるよう努めます。 ● 「燃やすごみ」への混入が多く見受けられる雑がみやプラマーク容器包装の資源化を進めるための周知徹底を行います。 ● 一部の地域で異なっているごみ分別制度の統一に向けた理解の促進に努めます。 	○	
	②意識啓発・環境教育の推進	<ul style="list-style-type: none"> ● 3R意識の啓発のため、教育機関や自治会・町内会で実施される勉強会等に対する支援を行います。 ● 地域が実施する環境活動を積極的に支援し、地域独自の取組みがより充実されるよう働きかけます。 	○	
	③3R・生ごみ減量の推進	<ul style="list-style-type: none"> ● 3Rのうち最も優先順位が高いリデュースの浸透に向けた働きかけを強化するとともに、古布・古着などのリユースや使用済小型家電リサイクルの推進などに取り組みます。 ● 生ごみの水切りや地域でのリサイクル活動などに対し、市民・事業者と一体となって取り組みます。 	○	○
	④市民・事業者・市の協働した体制づくり	<ul style="list-style-type: none"> ● クリーンにいがた推進員制度を充実させ、地域と一体となった3R運動を展開します。 ● 市民・事業者・市が一体となって3R運動を展開できる体制の整備に努めます。 	○	○
② 事業系ごみの排出抑制と資源化の推進	①制度の周知徹底	<ul style="list-style-type: none"> ● 事業者が分別に取り組みやすくなるよう、分別制度を明確化し周知の徹底を図ります。 ● 排出事業者に対する訪問指導等の取組みを充実させ、制度の理解を促進します。 		○
	②排出事業者のごみ減量への動機付け	<ul style="list-style-type: none"> ● ごみ減量に関する優良事業者の評価制度の推進等、社会で積極的に評価する環境を整備します。 ● 排出事業者が積極的にごみ減量に取り組むよう、コスト削減につながる方法を検討します。 		○
	③分別及び資源化の促進に向けた誘導	<ul style="list-style-type: none"> ● 再生可能な古紙類の搬入規制を徹底します。 ● 資源化可能な古紙やびん、缶といった資源物の搬入規制を強化します。 ● 事業系可燃ごみの多くを占める食品廃棄物の資源化を進めるため、食品リサイクルへの誘導に努めます。 		○

市の施策展開		概要	協働のパートナー	
			市民	事業者
	④産業廃棄物の混入防止	<ul style="list-style-type: none"> ●市の施設にごみを搬入する際には、産業廃棄物と一般廃棄物をきちんと分別して処理するよう事業者 に指導・啓発するとともに、市の施設における産業 廃棄物の搬入規制を強化します。 		○
(3) 違反ごみ対策ときれいなまちづくりの推進	①ごみ集積場における違反ごみ対策	<ul style="list-style-type: none"> ●10種13分別について、様々な媒体を活用しより分 かりやすい広報・啓発を行うことにより、違反ごみ の減少に努めます。 ●地域と連携したごみ出しマナーの向上を図り、ごみ 出しルールが守られる環境整備を進めるとともに、 ごみ出しが不自由な方々への支援を拡充します。 	○	○
	②ごみ・資源物のごみ集積場からの持ち去り行為の禁止に係る周知及び取締り	<ul style="list-style-type: none"> ●ごみ・資源物のごみ集積場からの持ち去り行為禁止 に係る周知を図り、取締りを継続します。 	○	○
	③地域と連携した美化活動・ぼい捨て等防止活動の推進	<ul style="list-style-type: none"> ●地域一斉清掃や自主的な美化活動の促進とこのよ うな活動への若者世代や事業者の参加を促し、地域 の生活環境の保全に努めます。 ●ぼい捨て等及び路上喫煙防止に関する条例のさら なる周知を図るとともに、環境美化指導員による定 期巡視を行うことで、ぼい捨て等行為の減少を目指 します。 	○	○
(4) 収集・処理体制の整備	①安定的かつ効率的な収集運搬体制の構築	<ul style="list-style-type: none"> ●現在の安定的な収集運搬体制を維持しつつ、経費の 削減を図るため収集運搬業務のさらなる効率化を 検討します。 		○
	②効率的な適正処理・処分の実施	<ul style="list-style-type: none"> ●老朽化した施設に対して長寿命化の検討を行いま す。 ●ごみの資源化の推進については、引き続き民間処理 業者の充実・育成を図ります。 		○
	③廃棄物処理施設のあり方の検討	<ul style="list-style-type: none"> ●ごみの減量化が進む中、効率的な施設運営を行うた め、既存施設の老朽度、稼働状況等を総合的に勘案 しながら施設の統廃合（中継施設化を含む）を進め ます。 ●施設の統廃合にあたっては、新たな処理体制の構築 と併せ、収集運搬体制の見直しを図ります。 ●最新のリサイクル技術の動向を注視し、必要に応じ 		○

市の施策展開		概要	協働のパートナー	
			市民	事業者
		新たな処理施設の整備を検討します。		
	④大規模災害に備えた事前の体制整備	●巨大地震とそれに伴う大津波の発生や河川の氾濫による水害といった、複合的かつ大規模な災害に迅速に対応するため、廃棄物分野における災害に備えた事前の体制整備を進めます。		○

5 指標の設定

指標項目	現状 (平成 25 年度)	目標 (平成 31 年度) ※1
家庭系ごみ量※2 (1人1日あたり)	501g	474g
事業系ごみ排出量	84,962 t	74,500 t
リサイクル率※3	27.2%	30.9%
最終処分量※4	29,213 t	21,800 t

※1 平成 32 年度に当該項目における評価を実施し、目標を再設定

※2 家庭系ごみ量:「可燃ごみ」「不燃ごみ」「粗大ごみ」「家庭系直接搬入量(有料分)」の合計

※3 リサイクル率=資源化量/総排出量

※4 資源化又は再利用されるものを除き、最終的に処分(埋め立て等)される廃棄物の量

第4節 Ⅲ 生物多様性の保全

1 8年後のまちの姿

～まちを包み込むように広がる田園を含んだ多様な自然環境が保全され、在来の動植物が保護されるとともに、その象徴として、日本一の越冬数を誇るコハクチョウと共存する自然豊かなまち～

- 豊かな自然環境と都市の調和が図られ、在来の動植物が共存しています。
- 里潟，里山の保全が引き続き図られているとともに，生物多様性に配慮した農地整備など，環境負荷の軽減に配慮した環境保全型農業が広がっています。
- 市民が本市の豊かな自然環境を誇りに思い，農業や生物多様性の大切さを認識しています。

2 現状と課題

<新潟市の自然環境>

人の関わりによって形成された自然環境

本市は，人口 81 万人の政令市でありながら，多様な自然環境を有しています。本市の自然環境は，私たちの先人が地域の環境とともに知恵と工夫を重ねて育んできた結果として存在しています。この自然環境は，本市の大切な資源であり，将来に残すべき財産でもあります。

水辺環境に恵まれた都市

本市は，信濃川，阿賀野川の 2 つの大河をはじめ，福島潟や鳥屋野潟，佐潟，上堰潟などの里潟を有し，水辺環境に恵まれた都市です。

その水辺環境の広がる越後平野で越冬するコハクチョウや天然記念物のオオヒシクイの数は日本一であり，晩秋から冬季にかけてコハクチョウやオオヒシクイのいる水辺の様子は，本市を代表する景観のひとつです。

また，里潟で見られるオニバスは，本市が国内の自生の北限となっています。福島潟や佐潟では，地域住民をはじめ様々な主体が参加して，オニバスが生育できる水辺環境の保全活動が進められています。

市街地を包み込む田園環境

本市の水田面積は約 28,900ha で市域の約 4 割を占め，市町村別では日本一となっています。

田園環境は，食糧生産や良好な景観の形成といった役割を担うとともに，落穂や二番穂を餌とするコハクチョウやオオヒシクイの餌場となるなど，生命をつなぐ大切な役割も担っています。

都市部に隣接する里山

オオタカやギフチョウなどの希少種をはじめ、多様な動植物が生息・生育するにいつ丘陵や角田山、多宝山などの里山が都市部に隣接しており、市民が自然とふれあう機会や、保全活動などに参加する機会が身近にあります。

海岸保安林に守られた住環境

飛砂・高潮の被害を防ぐために植林されたマツ林は、本市の農地や住環境を守り、また海岸部の砂丘列には、希少な海浜植物が生息するなど多様な自然環境が形成されています。

<新潟市における生物多様性の危機>

人の活動や開発による危機

里山の雪割草や砂丘地の貴重な植物の盗掘による希少種の減少・消失のほか、農業用水路（用水路，排水路）や河川の整備，道路整備によるコンクリート化，市街化区域の拡大を要因とした動植物の生息・生育環境や移動経路の消失に伴う種及び個体数の減少などがあげられます。

人の活動の縮小による危機

海岸保安林のマツノザイセンチュウによるマツ枯れ被害の拡大や荒廃化，里山の利用減少による荒廃があげられます。

人により持ち込まれた外来生物や化学物質などによる危機

路傍や河川敷でのオオキンケイギクやセイタカアワダチソウなどの生育拡大による在来種の生育域の減少，飼いきれなくなったペットの野外への廃棄による在来種の生息環境への影響，農薬や化学肥料を原因とした動植物の個体数の減少や種の消失などがあげられます。

地球温暖化による影響

昭和 53 年以降，コムクドリの産卵時期が早まっていることが明らかとなり，今後，鳥の繁殖時期と餌となる昆虫の発生時期が大きくずれると，ヒナが十分なエサをとることができなくなるなど，生態系のバランスがくずれてしまうおそれがあります。

3 8年後のまちの姿の実現に向けた市民・事業者の取組み

(1) 市民（具体的事項は 53 ページを参照）

- 地域で開催される自然観察会や自然体験イベントなどに積極的に参加します。
- 外来生物や自然保護に関する正しい知識を身に付け，これらに配慮した生活を送ります。
- 本市の自然環境を大切に思う子どもたちを育てます。

(2) 事業者（具体的事項は58ページを参照）

- 社会貢献活動を通じて、里潟や田園、里山などでの生物多様性の保全に貢献します。
- 保有している土地や工場・事業所などで、生物多様性の保全を行います。
- 生物多様性の保全に配慮した原材料の確保や商品の調達・製造・販売を行います。
- 環境保全型農業や里潟、里山づくりなどによる生物多様性に配慮した取り組みを実践します。

4 市の施策展開

(1) 在来の動植物の生息・生育環境の保全・再生

本市で見ることができるとさまざまな在来の動植物が、将来にわたり生息・生育しつづけることができるよう環境の保全を図るとともに、本市の生物多様性に大きな影響を与えている外来生物について、対策を実施します。

また、多様な動植物が生息・生育する里潟や田園、里山などにおいて、動植物の生息・生育環境の保全・再生を図るとともに、水と緑のネットワークづくりを進めます。

さらに、生物多様性を推進するには、動植物やその生息・生育空間について把握する必要があるため、調査・研究やモニタリングを推進します。

(2) 自然環境の持続可能な利用

自然環境や資源の過度な利用を抑制するとともに、人の手が加わらないことによる荒廃を改善し、将来にわたり自然の恵みを享受できる暮らしと社会づくりを推進します。

また、生物多様性の保全と自然環境の持続的な利用のために、さまざまな主体が連携して取り組むことができる仕組みづくりを進めます。

(3) 人材育成・協働の推進

多くの市民が本市の自然環境について知り、触れて、体験することで、自ら考え活動できる機会を数多く創出し、その経験を活かしながら、普段の生活や学校教育、企業活動の中で、自然環境や生物多様性の保全・再生に配慮した行動ができる人材の育成を図ります。

また、さまざまな主体が、枠組みを越えて、協働で自然環境の保全と再生に向けた活動ができるよう、仕組みづくりと活動支援を進めます。

市の施策展開と協働のパートナー

市の施策展開		概要	協働のパートナー	
			市民	事業者
生育環境の保全・再生 (1) 在来の動植物の生息・	①在来の動植物の保護	●本市に生息・生育するさまざまな在来の動植物が、将来にわたり生息・生育しつづけることができるよう保全を図るとともに、本市の生物多様性に大きな影響を与えている外来生物について、対策を実施します。	○	○
	②動植物の生息・生育環境の保全・再生	●多様な動植物が生息・生育する里潟や里山、田園などにおいて、動植物の生息・生育環境の保全・再生を図るとともに、水と緑のネットワークづくりを進めます。	○	○
	③動植物の・生息・生育情報の収集・蓄積	●生物多様性を推進するには、動植物やその生息・生育空間について把握する必要があるため、調査・研究やモニタリングを推進します。	○	○
持続可能な利用 (2) 自然環境の	①自然環境の保全に配慮した暮らしづくり	●自然環境や資源の過度な利用を抑制するとともに、人の手が加わらないことによる荒廃を改善し、将来にわたり自然の恵みを享受できる暮らしと社会づくりを推進します。	○	○
	②事業者などへの自然環境の保全に配慮した事業活動の推進	●自然環境の保全と持続可能な利用のために、さまざまな主体が連携して取り組むことができる仕組みづくりを進めます。		○
協働の推進 (3) 人材育成・	※本施策は、「環境教育と協働の推進」(20 ページ, 21 ページ参照)において定める施策を推進することで実現を図ります。			

5 指標の設定

指標項目	現状 (平成 25 年度)	目標 (平成 34 年度)
生物多様性の象徴としてのハクチョウとの共存	日本一の越冬数	現状を維持
特定外来生物※1の種類	10 種	現状より減少
環境保全型農業を実施する農地の割合※2	34.4%	50%

※1 日本在来の生物の生活をおびやかす外来生物を国が定めたもの

※2 主食用水稲作付面積に占める化学合成農薬・化学合成肥料を 5 割以上削減した栽培面積の割合

第5節 IV 快適な生活環境の創造

1 8年後のまちの姿

～きれいでおいしい空気や水に包まれ、手入れの行き届いた花と緑にあふれた、市内外の人にとって魅力的なまち～

- ごみがなく、きれいな水環境や快適な空気が保たれています。
- 花や緑があふれ、きれいなまちになっています。
- 歩いて楽しい魅力的なまちなみになっています。

2 現状と課題

<新潟市の主な生活環境>

大気環境

市内の大気汚染状況を把握するため、常時監視を実施しています。

平成 25 年度の測定結果では、二酸化硫黄、二酸化窒素、浮遊粒子状物質、一酸化炭素や有害大気汚染物質は、全測定局で環境基準を達成しました。

一方、光化学オキシダントは全測定局で超過していましたが、緊急時の注意報発令レベルには達しませんでした。

また、微小粒子状物質（PM2.5）についても 4 測定局で環境基準は超過しており、濃度が上昇して注意喚起情報が発表された日が 1 日ありました。

水環境

市域の豊かな水環境を保全するため、水質監視を実施しています。

平成 25 年度の測定結果では、人の健康に係る有害物質（健康項目）は、全測定地点で環境基準を達成していました。

生活環境の保全に係る項目（生活環境項目）は、BOD（生物化学的酸素要求量）が全対象河川で環境基準を満足しましたが、COD（化学的酸素要求量）が一部の海域で環境基準を超過していました。

音環境

市内の音環境の保全のため、騒音監視を実施しています。

平成 25 年度の一般環境騒音測定結果では、全測定地点で環境基準を達成していました。

自動車騒音、航空機騒音については、概ね環境基準を達成していますが、航空機騒音では毎年超過している地点があります。

新幹線騒音については、全測定地点で環境基準を超過していました。また、家庭用空調機や給湯器などからの近隣騒音が顕在化しています。

<景観>

新潟市は、より新潟らしい景観形成に向けて、平成 19 年 4 月に景観法に基づく新潟市景観計画を策定し、新潟市都市景観条例を全面改正して新潟市景観条例を施行しました。

景観計画及び景観条例に基づき、景観計画区域内における行為の届出制度や、景観アドバイザー制度を活用し、指導・助言を行いながら、市民や事業者の景観に対する意識高揚を図り、良好な景観形成を推進しています。

また、市民や事業者と協働で、地域固有の景観特性に応じた景観形成をより一層推進していくことが必要です。

<歴史・文化>

市民が郷土に対する関心と理解を深めることができるように、地元の環境と人々の関わり合いを物語る貴重な歴史・文化遺産の調査研究を進め、その保存活用を図るための歴史・文化施設を整備し、管理運営しています。

今後は歴史・文化遺産の保存活用について、市内外に情報発信することで、新潟市の魅力を P R していくとともに、地元の魅力の再発見に努めることも必要です。

<防災対策>

地域防災力育成事業により、自主防災組織の結成と防災訓練の実施を促進しており、平成 26 年 7 月時点で、新潟市の自治会に加入する世帯の 84.7%で自主防災組織が結成されています。

また、災害時要援護者対策として、自主防災組織などの支援者に対する名簿配布や、災害時要援護者名簿登録を進めており、現在約 25,500 人が登録しています。

さらに、迅速かつ適切な災害対応を実施するため、災害対策センターを実施するなど、災害対応インフラの整備も進めています。

3 目指す都市像の実現に向けた市民・事業者の取組み

(1) 市民（具体的事項は 54 ページを参照）

- 家庭からの生活排水による水質汚濁などを防ぎます。
- 生活騒音の抑制に努めます。
- 新潟市の景観に関心を持ち、周辺の景観と調和した住宅等をつくります。
- 新潟市の歴史や文化に関心を持ちます。
- 災害発生時の被害を防ぐために、「自助」の力を高めるとともに、地域防災の取組みなどに参加します。
- ユニバーサルデザインに配慮した行動を心がけます。

(2) 事業者（具体的事項は59ページを参照）

- 環境関連法令を遵守し環境保全対策を徹底します。
- 事業実施前における環境影響評価を実施します。
- 事業所の外観や屋外広告物など、景観に配慮します。
- 歴史・文化遺産の保全に配慮します。
- 災害発生時に迅速かつ的確に対処できるよう準備を進めます。
- ユニバーサルデザインの視点に立った事業活動に努めます。

4 市の施策展開

(1) 環境負荷の抑制

事業活動や日常生活など、人間の社会経済活動から発生する環境負荷を抑制し、これに起因する健康被害や生活環境の悪化を防止して、良好な大気環境、水環境、土壌・地盤環境を確保します。

(2) 良好な景観の形成

地域固有の景観を活かした新潟らしい景観を市民、事業者、行政で協働して守り、育て、創り出します。

(3) 歴史・文化遺産の継承と活用

個性豊かで多様な地域性をもつ歴史・文化遺産を調査研究し、その保存活用を図るとともに、市内外に広く情報発信していきます。

(4) 自然災害への適応

自然災害への備えを充実させ、自助、共助、公助のバランスの取れた防災対策の推進により災害被害を軽減する減災社会の実現を目指します。

(5) 環境保全のための事前配慮の推進

開発行為などで、自然環境や生活環境へ影響を及ぼすおそれのある事業については、計画段階から環境への配慮が十分考慮され、地域の生態系や希少な野生動植物種が保護されるとともに、市民の生活環境が良好に保たれるよう、環境影響評価条例や制度を整備し適切に運用していきます。

市の施策展開と協働のパートナー

市の施策展開		概要	協働のパートナー	
			市民	事業者
(1) 環境負荷の抑制	①大気環境の保全	<ul style="list-style-type: none"> ●法令等に基づき、事業活動に伴う大気汚染物質の排出削減や悪臭対策を実施するとともに、大気環境の常時監視を実施し、現状把握します。 ●アスベストによる健康被害を防ぐため、法令等に基づき、事業者や解体等工事関係者への監視・指導を実施します。 		○
	②水環境の保全	<ul style="list-style-type: none"> ●法令等に基づき、事業活動に伴う水質汚濁物質の排出削減を行うとともに、河川、湖沼、海域において水質の常時監視を実施します。 ●下水道の整備、浄化槽の設置補助や市民啓発などにより、家庭などから排出される汚濁負荷の低減を図ります。 ●水の貯留・涵養機能<small>かんよう</small>の維持及び向上を図るために、緑地や調整池などの都市機能を整備し、田んぼダムの整備など田園環境を活用します。 	○	○
	③音環境の保全	<ul style="list-style-type: none"> ●事業活動などに伴う騒音・振動については、法令等に基づく調査や指導等により、被害の解消に努めます。 ●自動車、新幹線、航空機などの交通騒音は、施設管理者への軽減要請を行っていきます。 ●近隣騒音問題については、原因者への改善要請などを行い、問題解決を図ります。 	○	○
	④土壌・地盤環境の保全	<ul style="list-style-type: none"> ●土壌・地盤環境の汚染について監視・調査を実施し、汚染状況の把握に努めるとともに、法令等に基づく指導等を行い、汚染による健康被害の未然防止を図ります。 ●水準点測量や観測井の地下水位の観測により、地盤沈下の状況の把握に努めます。 ●一定規模以上の地下水利用については、揚水規制を実施し、地盤沈下の防止を図ります。 		○
	⑤有害化学物質による環境汚染の防止	<ul style="list-style-type: none"> ●法令に基づき、事業場からの有害化学物質の排出抑制を図ります。 ●環境モニタリング調査を実施し、環境中の化学物質濃度を把握します。 ●P R T R法に基づき事業所から排出・移動される化 		○

市の施策展開		概要	協働のパートナー	
			市民	事業者
		<p>学物質の種類や量を把握します。</p> <ul style="list-style-type: none"> ●法令等に基づき、ダイオキシン類の排出抑制を図るとともに、環境中のダイオキシン類濃度の調査を実施します。 ●化学物質に関する新たな情報を収集するとともに、上記調査等で得られた結果を公表します。 		
	⑥監視体制の充実	<ul style="list-style-type: none"> ●環境測定・調査を充実し、有害物質などによる汚染状況の事態把握に努めます。 ●環境測定や調査に必要な機器を整備し、監視体制の充実を図ります。 ●試験、検査体制及び調査研究体制を充実させ、環境汚染の解明等に努めます。 ●放射性物質等について環境測定を行い、結果を速やかに公表します。 		○
	⑦移動しやすい交通環境の実現	<ul style="list-style-type: none"> ●移動しやすい交通環境を整備し、自動車排ガスなど交通により発生する環境負荷を軽減します。 		○
(2) 良好な景観の形成	①地域固有の景観特性に応じた景観形成	<ul style="list-style-type: none"> ●新潟市景観計画に基づき、良好な景観の形成を図っていきます。特に、地域固有の景観特性に応じた景観形成を、市民や事業者と協働で推進します。 	○	○
	②市民等による良好な景観形成の支援	<ul style="list-style-type: none"> ●市民や事業者による良好な景観形成を推進するため、一定の地区における景観形成を目的とした組織を新潟市景観条例に基づき認定し、支援します。 	○	○
(3) 歴史・文化遺産の継承と活用	①歴史・文化遺産の継承と活用	<ul style="list-style-type: none"> ●市内に数多くある遺跡や歴史的資料を含む有形・無形の文化財などについて、調査研究を進め、良好な状態で保存・継承しながら、積極的に活用していきます。 ●文化財などの魅力を市内外に発信し、歴史・文化を通して新潟の都市イメージを向上させます。 ●歴史・文化施設で本市の歴史などに関する常設展示を行い、自らを取り巻く環境との関わりあいについて市民が改めて考える機会を提供します。 	○	○
(4) 自然災害への適応	①災害予防対策の充実	<ul style="list-style-type: none"> ●災害発生時の被害を最小限に食い止めるため、防災知識の普及啓発を通じて、市民一人ひとりの「自助」の力を高めます。 ●自主防災組織の育成などにより「共助」の力を高め、災害時要援護者を地域で共に助け合う体制を確立 	○	○

市の施策展開		概要	協働のパートナー	
			市民	事業者
		するなど地域防災力の向上を図り災害への備えを固めます。		
	②災害応急対策の充実	<ul style="list-style-type: none"> ●災害発生時に迅速かつ的確に対処するため、庁舎などでの業務継続確保対策や防災中枢拠点施設整備を進めます。 ●備蓄品の整備充実や関係機関との連携によるライフラインの確保など、災害応急対策の一層の充実を図ります。 		
	③災害に強い社会基盤整備	<ul style="list-style-type: none"> ●海岸浸食や高潮、集中豪雨などによる被害を防止するため、海岸・河川等の基盤整備や、浸水被害対策都市基盤整備などの災害に強い社会基盤整備を実施します。 		
(5) 環境保全のための事前配慮の推進	①環境保全のための事前配慮	<ul style="list-style-type: none"> ●地域の特性に合った環境影響評価を実施するため、平成22年4月に施行した「新潟市環境影響評価条例」を運用し、開発事業による環境への悪影響を未然に防止します。 		○
	②小規模開発における事前協議	<ul style="list-style-type: none"> ●環境影響評価法令・条例等の対象とならない小規模な開発事業に対しても、環境への影響を低減させるため、「指定開発事業の事前届出制度」により周辺環境への事前配慮が適正に実施されるよう誘導し、良好な生活環境が維持されるよう努めます。 		○
	③環境情報の整備提供	<ul style="list-style-type: none"> ●環境影響評価制度における事業者の環境配慮が適正に行われるよう、評価の判断材料となる環境情報の整備及び提供を行います。 		
	④ユニバーサルデザインの推進	<ul style="list-style-type: none"> ●<u>ユニバーサルデザイン</u>の考えを持って取組みを推進します。 	○	○

5 指標の設定

指標項目	現状 (平成 25 年度)	目標 (平成 34 年度)
生活環境における空気のきれいさ※1 沿道における空気のきれいさ※2	0.007ppm 0.009ppm	現状より低減
水がよりきれいなランク※3 になった河川・湖沼の水域数	-	3 地点
食育・花育センターが実施する花育体験プログラム等の実施団体数	30 団体	70 団体
保育所，幼稚園，小学校の地域との連携による花育活動実施率	48%	60%
植栽やビオトープづくり等，美しい農村景観の形成を行う農地の割合※4	78%	90%

※1 一般環境大気測定局における二酸化窒素濃度

※2 自動車排ガス測定局における二酸化窒素濃度

※3 ランクとは，河川・湖沼の種類（AA，A，B，C，D，E）に相当するようなきれいさとし，項目としてBOD75%値/COD75%値で評価

※4 農地，水路，農道等の質的向上を図る共同活動を支援する「資源向上支払交付金（多面的機能支払交付金事業）」の対象農地の割合

第 3 部 環境配慮指針

<「第3部 環境配慮指針」について>

環境配慮指針は、第2部「施策の展開」で定めた目指す都市像の実現に向け、市民・事業者、市がそれぞれ日常の生活や企業活動等を実践する際に、環境に配慮すべき事項について示すものです。

ここでは、市民・事業者・市の3つに分けて、第2部に示した各主体の取り組みの具体例を指針として示します。

(指針の見方)

1 環境教育と協働の推進 (19 ページ関連)

(1) 環境問題に関心を持ち、自らのライフスタイルを見つめなおします。

- 新聞やテレビなどを通して環境に関する話題に関心を持ちます。
- 学校などで学んだ環境に関する知識を、家族や友人に伝え、共有します。
- 毎月の電気・ガス・水道などの検針票などを確認し、各家庭でのエネルギー使用量を把握します。

①：第2部で紹介する施策を示しています。

②：第2部内の項目3「8年後のまちの姿の実現に向けた市民・事業者の取り組み」に記載されている項目です。

③：②の項目にかかる具体的な取組例を記載しています。

第1節 市民における環境配慮

1 環境教育と協働の推進（19ページ関連）

（1）環境問題に関心を持ち、自らのライフスタイルを見つめなおします。
<ul style="list-style-type: none">● 新聞やテレビなどを通して環境に関する話題に関心を持ちます。● 学校などで学んだ環境に関する知識を、家族や友人に伝え、共有します。● 毎月の電気・ガス・水道などの検針票などを確認し、各家庭でのエネルギー使用量を把握します。
（2）インターネットや新聞、雑誌などを通じた情報収集を行うとともに、自身の環境活動についても広く情報発信を行います。
<ul style="list-style-type: none">● 市民のための環境総合サイト「エコやろてば！」や、市のホームページ、SNSなどの情報通信技術、また市報や各団体の広報誌等を活用することで、積極的に情報収集を行います。● インターネットや広報誌等を活用し、自身の所属する市民団体の環境活動等について、広く広報を行います。
（3）環境学習会や講演会等へ積極的に参加します。
<ul style="list-style-type: none">● 「環境フェア」などの環境関連イベントに積極的に参加し、市民団体や企業などが実践している環境活動等について学びます。● 市で募集する環境関連の啓発ポスターの募集に積極的に応募します。● 各公民館や市民団体などが主催する環境関連のイベント等に参加します。
（4）日常生活において環境行動を実践します。
<ul style="list-style-type: none">● 家庭でのエネルギーの使い方を見直し、家族全員で省エネに取り組みます。● 資源回収への協力及びごみの減量化に取り組みます。● 住宅の屋根や壁面、庭を利用した緑化を推進します。● 水質汚濁、騒音等による環境負荷の低減を図ります。
（5）地域で実践される環境保全活動などへ積極的に参加します。
<ul style="list-style-type: none">● 地域の清掃活動や環境を保全する活動に積極的に参加します。● 環境活動を実践している市民団体等について知り、共通の志を持つ市民団体が実施するイベントなどに参加します。
（6）地球規模の環境問題に関して関心を持ちます。
<ul style="list-style-type: none">● 渡り鳥が飛来する潟について関心を持ち、保護活動に参加します。● 市民探鳥会等に積極的に参加します。● 市域の枠を超えた環境保全の必要性について、市民向け講座を通じて学びます。

2 低炭素社会の創造 (26 ページ関連)

(1) 本市の持つ田園環境に関心を持ち、保全活動などへ積極的に参加します。
<ul style="list-style-type: none">● 市や市民団体等が主催する田園環境の保全活動に積極的に参加します。● 田園環境を活用したイベント等に積極的に参加します。● 「アグリパーク」や「いくとびあ食花」などの体験施設を活用します。
(2) 太陽光発電システムなどの再生可能エネルギー設備や、省エネ機器の買換えを進めます。
<ul style="list-style-type: none">● 太陽光発電システムの導入を進めます。● 省エネ設備の設置や省エネ性能の高い家電製品への買い替えを進めます。
(3) 公共交通機関の利用や低燃費車への乗り換えなど、移動手段の低炭素化に取り組みます。
<ul style="list-style-type: none">● 近くへの移動は、徒歩か自転車にします。● 通勤・通学・行楽などの外出時は、電車、バスなどの公共交通機関を利用します。● <u>新潟エコ通勤チャレンジサイト</u>を利用します。● 自家用車を運転する場合は、エコドライブ（駐停車時のアイドリング・ストップ、急発進・空ぶかしの抑制、エンジnbrakeの有効利用、法定速度による定速走行、タイヤの空気圧の適正化をはじめとする点検・整備等）を実践します。● 車を乗り換える際は、使用人数、目的に見合った大きさのものにし、低燃費車や低公害車を選択します。
(4) 省エネ行動を、身近なところから積極的に実践します。
<ul style="list-style-type: none">● 不要な照明は、こまめに消します。● 照明は、可能な限りLED照明に切り替えます。● テレビを長時間見ないときなど、電化製品を使わないときは主電源を切ります。● 冷蔵庫の詰め込みすぎをやめ、ドアの開閉もなるべく少なくします。● エアコンや掃除機のフィルターは、こまめに清掃します。● 近傍階への移動の際は、エレベーターの利用を控え、階段を利用します。● 冷暖房を使う際は、冷やしすぎや暖めすぎに注意します。● お風呂・食器洗いなどの際には、水をこまめに止めるなど、節水を心がけます。

3 循環型社会の創造 (34 ページ関連)

(1) 一人ひとりがごみの排出者としての自覚と責任を持ち、ごみを出さないライフスタイルに見直します。

- 日頃からマイバッグやマイボトルを持ち、不要なレジ袋や使い捨て容器をもらわないようにします。
- 計画的な買い物や包装の少ない商品選びを心がけ、できるだけごみを出さないようにします。
- 料理はできるだけ食べきるようにし、食品ロスの削減に努めます。
- 生ごみの水切りを心がけるとともに、ライフスタイルに合った生ごみの資源化を実践します。
- まだ利用できるものは友人に譲ったり、リユースショップに出したりするようにします。
- ごみと資源をしっかりと分け、リサイクル素材から作られた製品を利用するようにします。

(2) 分別収集のマナーの遵守や各種講座等への参加など、ごみの減量化・資源化に向けた取り組みに協力します。

- 市やNPO 団体が行う各種講座に積極的に参加します。
- ごみ分別や資源に関する市からの広報を理解し、3R に対する意識や分別マナーを向上させます。
- 小売店などが行っている資源物の店頭回収を積極的に活用します。

(3) 地域の集団資源回収や一斉清掃等の美化活動に参加します。

- 自治会や町内会が行う集団資源回収に協力します。
- 地域一斉清掃や環境美化活動に積極的に参加します。
- ごみのポイ捨てや路上喫煙禁止区域での喫煙を行いません。

4 生物多様性の保全 (40 ページ関連)

(1) 地域で開催される自然観察会や自然体験イベントなどに積極的に参加します。
<ul style="list-style-type: none">● 様々な生きものが自然の中でどのように生活しているのか観察します。● 人と自然環境の共存方法を学びます。● 観察会やイベントを通して、ふるさとの自然を大切に思う気持ちを育てます。
(2) 外来生物や自然保護に関する正しい知識を身に付け、これらに配慮した生活を送ります。
<ul style="list-style-type: none">● ペットなど、飼っている生き物を野外に放さないようにします。● 特定外来生物の意味や、正しい対処方法への理解を深めます。● 外来生物駆除のイベントに参加します。
(3) 自然環境を大切に思う子どもたちを育てます。
<ul style="list-style-type: none">● 自然体験などのイベントに積極的に親子で参加します。● 環境学習などを通じて、本市の豊かな自然環境を理解し郷土愛を育みます。

5 快適な生活環境の創造 (44 ページ関連)

(1) 家庭からの生活排水による水質汚濁などを防ぎます。
<ul style="list-style-type: none">● 公共下水道が整備された地域では、下水道へ速やかに接続します。● 公設浄化槽制度の活用を進めます。● 単独浄化槽から高度処理型の合併浄化槽への転換を進めます。● 浄化槽の適正な維持管理と清掃を行い、法定検査を受けます。● 台所からの排水に気を付けます。● 水の節約を心がけます。
(2) 生活騒音の抑制に努めます。
<ul style="list-style-type: none">● 自動車の空ぶかしや不要なアイドリングを行いません。● オーディオ、楽器、空調機器、給湯器、換気扇などの使用にあたっては、生活騒音の発生に配慮します。● 犬や猫といったペットの鳴き声に配慮します。
(3) 新潟市の景観に関心を持ち、周辺の景観と調和した住宅等をつくります。
<ul style="list-style-type: none">● 市や市民団体が開催する講座等に積極的に参加し、新潟市固有の景観について理解を深めます。● 良好な景観形成を目的とする組織づくりに取り組みます。● 周辺の景観と調和した住宅等をつくります。
(4) 新潟市の歴史や文化に関心を持ちます。
<ul style="list-style-type: none">● 歴史や文化財に関する講座や展覧会に積極的に参加して、郷土に対する理解を深めます。● 国・県・市が行う歴史・文化遺産を保護する取組みに協力します。● 歴史・文化遺産を受け継ぎ、活用していくことを通して、郷土の歴史・文化に対する関心と理解を深めます。● 指定文化財に関わる人たちは、その文化財が貴重な国民的財産であることを自覚し、大切に保存するとともに、できるだけ公開して活用を努めます。
(5) 災害発生時の被害を防ぐために、「自助」の力を高めるとともに、地域防災の取り組みなどに参加します。
<ul style="list-style-type: none">● 地域の防災活動に積極的に参加し、役割を担います。● 活動で得た知識や技能などを地域と共有します。● 高齢者世帯をはじめ災害時の対応が困難な人たちやその家族に対する支援を、地域と協力して行います。
(6) ユニバーサルデザインに配慮した行動を心がけます。
<ul style="list-style-type: none">● ユニバーサルデザインに関する情報を集め、理解を深めます。● ユニバーサルデザインの視点に立って物事をとらえ、問題があれば相手方に対して提案します。

第2節 事業者における環境配慮

1 環境教育と協働の推進（19ページ関連）

（1）環境保全に関する研修会を実施します。
● 従業員に対し、環境意識を高める研修プログラムを作成して実施します。
（2）地域で実践される環境保全活動などへ積極的に参加します。
● 地域の清掃活動や環境を保全する活動に積極的に参加します。 ● 環境活動を実践している市民団体等について知り、共通の志を持つ市民団体と連携して環境保全活動を実践します。
（3）環境に関して情報収集を行うとともに、自社の環境行動について広く情報発信します。
● 市民のための環境総合サイト「エコやろてば！」や、市のホームページ、SNSなどの情報通信技術、また市報や各団体の広報誌等を活用することで、積極的に情報収集を行います。 ● 先進的な再生エネ・省エネ設備を導入し、市民に紹介する見学会を開催します。 ● 自社で行う清掃活動などの環境保全活動などについて、ホームページやCSRレポートなどを通じて広く情報発信を行います。
（4）グローバル化する環境問題に対応するため、技術協力などを通じた域外貢献を図ります。
● 自社の技術を世界中に広め、環境保全活動に貢献します。

2 低炭素社会の創造 (26 ページ関連)

(1) 環境保全に配慮した経営を実施します。

- クールビズやウォームビズを励行します。
- 業務量の適正化, 事務処理効率の向上により, 夜間残業の削減を図ります。
- 設備機器の適切なメンテナンスを行います。
- 使用者, 利用者およびテナントなどへ, 環境配慮行動の協力要請や啓発を行います。
- 一斉消灯を行うライトダウンキャンペーンなどの社会啓発活動に協力します。

(2) 再生可能エネルギー設備や省エネ設備への買換えなどを進めます。

- 白熱灯から蛍光灯, LED 照明への転換やインバータ照明器具の導入を進めます。
- 太陽光や風力発電, 太陽熱など自然エネルギーの導入を図ります。
- 節水機器や雨水利用設備などを導入します。
- ビルを新築・改築するときは, 断熱化や屋上緑化, 壁面緑化等を行います。
- コージェネレーションシステムやヒートポンプ等高効率機器の導入を進めます。

(3) 社用車への低燃費車の採用や, 物流の効率化など, 人・物の移動にかかる低炭素化に取り組みます。

- 通勤には, 徒歩や自転車, 公共交通機関を利用します。
- 新潟エコ通勤チャレンジサイトを利用します。
- 社用車の運転時には, エコドライブ (駐停車時のアイドリング・ストップ, 急発進・空ぶかしの抑制, エンジンブレーキの有効利用, 法定速度による定速走行, タイヤの空気圧の適正化をはじめとする点検・整備等) を実践します。
- 効率的な運転ルートを検討します。
- 小回りの利く自転車や荷車も活用します。
- ハイブリッド車など, 低公害車や低燃費車を購入・導入します。
- 適正な自動車台数を保有し, 不必要な車両を保有しないようにします。

(4) 事業所内において効率的な機器の運用を図るなど, 省エネ行動を実践します。

- ISO14001 や エコアクション 21 などの環境マネジメントシステムを構築し, 推進します。
- ESCO 事業, 省エネ診断等の導入により, LCC (ライフサイクルコスト), LCC02 (ライフサイクル CO₂) を踏まえ, 高効率なヒートポンプ空調・給湯など省エネルギー・省 CO₂ 化を進めます。
- グリーン購入基本原則に基づき, 物品等の調達の際には環境負荷の低減に配慮した製品を選択します。
- 環境配慮活動に積極的な事業者から優先的に調達します。

3 循環型社会の創造 (34 ページ関連)

(1) 生産・流通・販売等の段階で、商品やサービスがごみを生まないような工夫をします。
● 省資源化を意識した製品設計やサービスの提供に努めます。
(2) 環境に配慮した企業理念を掲げ、可能な範囲で地域貢献に積極的に取り組みます。
● 地域における清掃活動や環境保全活動に積極的に参加します。
(3) 自己処理責任のもと、ごみ排出者としての自覚・責任をもち、ごみを出さない、また、出たごみをできるだけ資源化する事業活動を計画的に推進します。
● <u>拡大生産者責任</u> の考え方にに基づき、自社の製品が廃棄物になった物の資源化と適正処理に努めます。
● 事業所から出るごみと資源の分別を徹底し、資源の循環利用に努めます。
● 事業者の必要に応じリサイクル素材の積極的な利用に努めます。
(4) ごみ減量化・適正処理に向けた様々な取り組みに協力します。
● 事業系ごみの排出ルールを遵守します。
● 市が行う排出指導や資源化施策に協力します。

4 自然環境の保全 (41 ページ関連)

(1) 社会貢献活動を通じて、里潟や田園、里山などでの生物多様性の保全に貢献します。
<ul style="list-style-type: none">● CSR 活動などで、環境保全活動などに取り組みます。● 様々な環境保全活動を協力、応援します。
(2) 保有している土地や工場・事業所などで、生物多様性の保全を行います。
<ul style="list-style-type: none">● 外来生物の駆除を積極的に行います。● 希少種に配慮した維持管理に努めます。
(3) 生物多様性の保全に配慮した原材料の確保や商品の調達・製造・販売を行います。
<ul style="list-style-type: none">● 地産地消の取り組みを推進し、環境の負荷を出来る限り軽減します。● 地域の農業を地域の消費者が支え、農地の生物多様性を保全します。
(4) 環境保全活動や里潟、里山づくりなどによる生物多様性に配慮した取り組みを実践します。
<ul style="list-style-type: none">● 農薬の使用回数を減らし、農地の生物多様性保全を図ります。● 里潟のクリーン作戦などに参加します。

5 快適な生活環境の創造 (45 ページ関連)

(1) 環境関連法令を遵守し環境保全対策を徹底します。

- 工場や事業場からの排出ガスの適正な処理に努めます。
- 光化学スモッグ注意報等が発令された場合は、緊急時対策に協力します。
- アスベスト除去等は、法に基づく作業基準を遵守し、飛散防止に努めます。
- 廃棄物焼却炉は適正に使用及び維持管理します。
- 悪臭発生の防止を図るため、設備・製品・原材料の適正管理に努めます。
- 周辺に配慮した照明に努めます。
- 工場や事業場からの排出水の抑制や適正な処理に努めます。
- 工場や事業場排水の公共下水道への接続を進めます。
- 雨水貯留槽の設置や、舗装面における透水性アスファルト舗装の採用などにより雨水流出を抑制するとともに有効利用に努めます。
- 地下水の使用を抑制し、適正利用に努めます。
- 有害化学物質の排出削減及び抑制のため自主管理を徹底します。
- 有害物質の大気・河川等への漏えいや油の流出など、事故時に迅速に対応できる体制を運用します。
- 土壌汚染が確認された場合は法令に基づき迅速に対応及び措置します。
- 事業活動に伴う騒音・振動について低減を図ります。
- 自動車・新幹線・航空機の交通騒音について管理者はその低減に努めます。
- 農業では農薬の使用抑制、及び環境影響の少ない農薬に転換を図ります。
- 農業では適正な施肥に努めます。
- 農業では稲わらや籾殻等の焼却防止に努めます。

(2) 事業実施前における環境影響評価を実施します。

- 市の環境影響評価条例に基づき、一定規模の開発行為を実施する際には、環境影響評価を実施します。
- 小規模の開発行為の際も、開発行為による周辺環境への影響について十分調査し、影響が最小限となるよう配慮します。

(3) 事業所の外観や屋外広告物など、景観に配慮します。

- 事業所の外観や屋外広告物には、落ち着いた色彩を用います。
- 事業所の敷地内には緑地を設け、緑の多い景観づくりに努めます。

(4) 歴史・文化遺産の保全に配慮します。

- 遺跡の発見・周知の埋蔵文化財包蔵地における発掘・埋蔵文化財調査のための発掘に際して、必要な届け出を行います。

(5) 災害発生時に迅速かつ的確に対処できるよう準備を進めます。

- 災害発生時における緊急連絡体制や避難経路などをあらかじめ整理し、災害発生時においても迅速な対応ができるよう準備します。

(6) ユニバーサルデザインの視点に立った事業活動に努めます。

- 開発行為、情報提供などあらゆる機会においてユニバーサルデザインの考え方に配慮します。

第3節 市における環境配慮

市は、自らが大規模な事業者の一つであり、市が行う事務・事業の実施によって環境に大きな影響を及ぼしている中で、まず市が率先して環境保全行動に取り組むことが求められます。

この環境保全行動をより一層、着実に推進するための手法として、自らの力で国際規格である ISO14001 に適合した環境マネジメントシステムを確立し、運用するとともに、地球温暖化対策推進法に基づく市地球温暖化対策率先実行計画の推進などにより、本市のすべての事務・事業ならびに所属・機関及び職員が、環境負荷の低減を実践していきます。

具体的な施策の展開については、「第2部 施策の展開」で述べています。

第4部 計画の推進

第1節 計画の進行管理

長期的な目標の実現に向けて環境政策の計画的な推進や適切な環境配慮の実施などについて、その実効性を担保するため、進行管理を行います。

(1) 計画の進捗状況の点検・公表

環境基本計画の着実な実行を確保するため、環境の状況及び環境の保全に関する各主体の取組みについて、指標などを活用し進捗状況を点検のうえ、年次報告書を作成し公表します。

また、ホームページ等で施策の進捗状況及び環境情報等の提供を行い、市民・事業者からの意見の聴取に努めます。

(2) 計画の見直し

環境の保全に関する施策の実施状況等の毎年の点検結果を踏まえて、必要に応じて施策や指標、目標値の見直しを行います。

(3) 環境マネジメントシステムによる管理

環境マネジメントシステムに基づく進行管理の仕組み（P D C Aサイクル）を運用することにより、環境基本計画に掲げる環境保全に関する施策や取組みを推進します。

第2節 計画の推進体制

市民、事業者、行政等の各主体が協働して環境保全活動に取り組むことができるよう、協働の場を整備するとともに、市環境審議会、市環境保全調整会議等の組織が計画に基づく取組みを調査、審議することで、環境基本計画を推進します。

(1) 協働の場を活用した取組みの推進

市民・事業者、市の各主体が持つさまざまな環境情報を収集・発信することにより、参加団体の自主的な環境保全活動を推進する「にいがた市民環境会議」や、事業者間の共通の課題などについて情報共有や意見交換などを行う「新潟地区環境保全連絡協議会」などの協働の場を通じて、環境の保全に係る取組みを推進します。

(2) 各主体の取組み状況等についての調査・取りまとめ

市環境保全調整会議規定により設置された庁内組織である「新潟市環境保全調整会議」が、目指す都市像の実現に向けた各主体の取組み状況や環境の状況について調査し、調査結果を報告します。

(3) 進捗状況の調査・審議

市環境審議会条例により設置された、学識経験者、一般市民、関係行政機関職員で構成される附属機関である「新潟市環境審議会」が、新潟市環境保全調整会議からの報告に基づき、計画の進捗状況について調査・審議します。

計画の推進体制

